

【論 説】

「もうひとつの平和」は可能か？

——コスタリカと日本の平和政策に関する比較研究

千葉大学公共研究センター フェロー

上村 雄彦

はじめに——公共研究の課題としての「もうひとつの平和」

加速する地球環境破壊、拡大する貧富の格差、絶えることのない紛争、終わりの見えない「テロ」との戦いなど、現在地球社会は途方もなく複雑で、深刻な問題の数々に覆われている。これら問題は、これまで人類が築き上げてきた支配的な規範、価値観、制度、システムが、政治的にも、経済的にも、社会的にも、限界を露呈している証左であり、この限界をいかにして打ち破り、適切な処方箋を提供し、新たな社会を創造できるかという課題は、まさに公共性、学際性、実践性を旨とする公共研究の核心をなすテーマであろう。

上述のような深刻な現実に対して、1990年代後半からこれまでとは違う政治、経済、社会、価値観、制度、システムを希求する運動が世界的に広がっている。その代表的存在が世界社会フォーラム（World Social Forum）である。世界社会フォーラムは、世界の権力者や経済界のトップなどが一堂に会して世界的な問題を討議する世界経済フォーラム（World Economic Forum、別名ダボス会議）に対抗するアンチテーゼとして2001年に誕生したものであり、彼らが掲げるスローガンは「もうひとつの世界は可能だ！ “Another World is

* 本稿執筆に際し、日本におけるコスタリカ研究の第一人者である富山大学人文学部の竹村卓教授、千葉大学法経学部の小林正弥教授、ならびに小林ゼミ諸氏から貴重なコメントをいただいた。この場を借りて心からお礼を申し述べたい。

Possible!” というものである¹。

この「もうひとつの“Another”」という概念が最初に用いられたのは、管見の限り国際開発研究の分野である。1977年に出版された『もうひとつの発展～アプローチと戦略～』の中で、マーク・ネルフィンが従来の開発のあり方に疑問を投げかけ、それとは別の「もうひとつの」発展を探求する必要があるという文脈で使用している。すなわち、彼は本当の開発・発展を理解するためには、何のための開発なのか、誰による、誰のための開発なのか、そしていかに開発するのかということを開きかけ、答えを探さなければならないと主張し、その答えの核心として「もうひとつの発展」という概念を提唱したのである²。

本稿では、この「もうひとつの」という概念を、安全保障政策、平和の分野でも用いることを提唱したい。なぜなら、この分野でも従来のアプローチの限界が露呈しており、それとは異なる「もうひとつの平和」というアプローチが必要だと思われるからである³。

安全保障や平和の分野のこれまでの歴史を振り返ってみると、人類は世界平和という公共善の実現に向けて、さまざまな思想、哲学、政策を構想し、実際に展開してきたことがわかる。そのうち、現実の国際政治の場で具現化された構想をいくつか挙げると、第1次大戦後の国際連盟、第2次世界大戦後に創設された国際連合、あるいは欧州連合（EU）、東南アジア諸国連合（ASEAN）など世界の地域ごとに形成された地域共同体、2国間で締結された平和友好条

¹ 詳細はウィリアム・F・フィッシャー、トーマス・ポニア編（加藤哲郎監修）『もうひとつの世界は可能だ～世界社会フォーラムとグローバル化への民衆のオルタナティブ～』（日本経済評論社、2003年）を参照。

² Nerfin, Mark ed. *Another Development: Approaches and Strategies*, Upsala : The Dag Hammarskjold Foundation, 1977, p. 10.

³ ちなみに、筆者は従来の国際的なガヴァナンスのあり方を批判的に検討し、それとは異なる「もうひとつのガヴァナンス」という概念も提示している。詳細は、Uemura, Takehiko, “Global Governance and NGOs: The Networking of Networks for Another Governance”, Liu, Cho-han et al. eds. *New Challenges for Sustainable Development in Millennia*, UN NGO Policy Series No. 3, CIER Press, 2003, pp. 39-62.

約や多国間で締結された平和関連の条約などがある。

しかし、大国アメリカが加盟しなかった国際連盟は崩壊し、国際連合も冷戦の影響、財政難、あくまでも加盟国、特に大国が主役という構造的な限界の中で主導権を握れず、地域共同体の役割も当該地域に、平和友好条約は当該諸国に限定されてきた。多国間条約も実効性を持ちながらすべての 이슈をカバーしているわけではなく、現実是世界平和から程遠い状態にある。このような国際機構や地域共同体、国際条約などによる平和への努力よりも、むしろ現代の国際政治、特に安全保障政策に流れる主要な潮流は、「力こそ正義」がまかり通るパワー・ポリティックスである。しかし、それによって平和は実現してこなかったばかりか、第2次世界大戦終了以降1億人が紛争で死亡し、現在毎年100兆円の軍事費が費やされている⁴。

特に冷戦終焉後、中でも2001年の9・11同時多発「テロ」事件以来⁵、唯一の超大国となったアメリカの単独行動主義が際立つようになり、これまで曲がりなりにも保たれてきた国際的な規範がことごとく破られていった。2002年3月には非常時の核兵器の使用を可能とする「核戦略見直し計画」が策定され、その後すぐイラクや北朝鮮に対する核兵器使用を辞さないとの言明がブッシュ大統領自身によってなされ、2002年9月には大量破壊兵器開発・所有国や「テロ」組織に対して先制攻撃を容認するブッシュ・ドクトリンが公表された⁶。そして、ついには国連安全保障理事会の決議を経ずに2003年3月20日にイラク攻撃が行われたのである。

このようなアメリカの単独行動主義はあまりにも度が過ぎており、しかも経

⁴ Menon, Bhaskar, *Disarmament: Basic Guide*, New York: United Nations, 2001, p. 2.

⁵ 「テロ」という具合にあえて括弧を付したのは、小林が言うように、「テロ」の定義自体が不明確であり、イスラムの民から見れば、逆に無辜の民を殺害するアメリカこそが「テロ国家」に見えるだろうという議論、ならびに、実は9・11事件は「自作自演」だったという説があるからである。前者については、小林正弥『非戦の哲学』（筑摩書房、2003年）、11～12ページ、後者については、von Kleist, Dave, *9.11: In Plane Site* (ビデオ) 参照。

⁶ 小林、前掲書、30ページ。

済的、社会的、文化的側面を見ても、「帝国主義」的色彩が明確に出ているので、左翼・右翼のイデオロギーや信条にかかわらず、これを「帝国主義」と呼ぶ識者が増えている⁷。このように、冷戦後唯一の超大国となったアメリカの単独行動主義、あるいは「帝国主義」の下、イラクや北朝鮮、イスラエル・パレスチナ問題、「テロ」など主要な紛争問題に対する解決策がますます見えなくなっている今だからこそ、従来のアプローチ、特に「力こそ正義」との考えに基づく「力による平和」を批判的に再考し、それとは別の方法で平和という公共善を実現する方策、すなわち「もうひとつの平和」のあり方を考える必要性、必然性がある。

「もうひとつの平和」を考えるに際して、中米にあるコスタリカは、平和という公共善の実現を願う人々に大きな示唆を与えている。この国は1948年に軍隊廃止を宣言するとともに、翌49年に軍備放棄を謳った平和憲法を制定し、以来積極的な非武装中立平和外交政策を通じて紛争を解決し、平和の実現をめざしている。もし本当にコスタリカに軍隊がなく、外交を中心とする別の方法で平和な社会の創造に貢献しているのであれば、「もうひとつの平和」の観点から見て、画期的、かつ特筆すべきことになる。

他方、同じ平和憲法を持つ日本は、東西冷戦の最前線に位置していたという事情はあったにせよ、「自衛隊は存在していて当然」、「備えあれば憂いなし」という空気の中、戦争放棄、戦力の不保持、交戦権の否認を定めた憲法第9条の存在にもかかわらず、自衛隊の創設、国連平和維持軍（PKO）への参加、イラクへの派遣、多国籍軍への編入などが次々と進められ、積極的な対米追随外交が推進されている。

なぜ同じ平和憲法を持ちながら、コスタリカと日本ではこうも異なる安全保障政策を取るようになったのか？ それ以前の問題として、そもそもコスタリカには1949年以降、本当に軍隊は存在しなかったのか、あるいは現在も保持

⁷ 小林、前掲書、30～35ページ。

図表1 中米とコスタリカ共和国の略図



(出典) 筆者作成。以下の図表も同じ。

していないのか？ 存在していないとすれば、なぜ紛争に彩られた中米に位置しながら、軍隊を廃止するという快挙を成し遂げることができたのか？ またなぜその後も再軍備をせずに今日まで存続してこられたのか？ そしてコスタリカの経験から「もうひとつの平和」を構想し、日本の安全保障政策に応用することは可能なのか？

本論では、2004年2月から3月にかけてコスタリカで行ったフィールドワークに基づき、以上の問の答を探りながら、コスタリカの経験から日本が学べるべきことを中心に考察を試みる。その際、安全保障に関する日本の現状をコスタリカのそれと比較、検討することで論点を浮き彫りにし、その上で「もうひとつの平和」を実現するための「ピース・マニフェスト」を試案として何例か提示したい。最後に、「ピース・マニフェスト」の実行可能性について、日本の市民社会の現実の動きを吟味しながら考察し、「もうひとつの平和」が可能なのかどうか、可能であるとすれば、どうすれば可能になるのかの検討を行いたい。

1. コスタリカ概観、ならびに調査手法

コスタリカ概観

コスタリカは中米にある小国で、面積は5万1100平方キロ、すなわち九州と四国を足した面積より若干小さいくらい大きさである（**図表1**）。その国土に、417万人が暮らしているが⁸、そのうち40万人から100万人がニカラグアからの難民、移民と言われている⁹。自然環境面で言うと、Costa = 海岸、Rica = 豊かな、つまり「豊かな海岸」の名のとおり、狭いながらも自然豊かなこの国土に、実に地球上の全生物種の5%にあたる約8万7000種の生物が生息していると推定されている¹⁰。この自然を利用して、政府は国土のおよそ4分の1を国立公園や自然保護区に指定してエコツーリズムを推進し、2001年には100万人の観光客を呼び込み、この国最大の外貨収入源になっている¹¹。

コスタリカ経済は、以前はコーヒーやバナナなどの伝統的な一次産品に依存していたが、現在は外資系ハイテク産業を中心に工業部門が国内総生産の60%に迫る工業国になっている¹²。一人当たりGDPは3948ドルで¹³、先進国（OECD諸国）平均の2万9310ドルと比較すると7.4分の1であるが、中米諸国の中では最も高い¹⁴。また、国民の87%が加入し、人口の92%が受益者となっている国民健康保険制度によって医療費の負担がゼロで病院に通うことができ、

⁸ Proyecto Estado de la Region – PNUD, *Segundo Informe sobre Desarrollo Humano en Centroamerica y Panama*, San Jose, Costa Rica: Proyecto Estado de la Nacion, 2003, p. 25.

⁹ 国本伊代「人びと～人口構成の若い国民と多様な少数民族～」、国本伊代編著『コスタリカを知るための55章』（明石書店、2004年）、21ページ。

¹⁰ 国本伊代「環境保護～小さな環境保護大国の姿～」、国本、前掲書、39ページ。

¹¹ 国本伊代「経済～コーヒーとバナナの輸出国からハイテク産品輸出国への変貌～」、国本、前掲書、24～25ページ。

¹² 国本、前掲論文、22ページ。

¹³ PNUD, *op.cit.*, p. 69.

¹⁴ World Bank, *World Development Indicators database*, August 2004, (<http://devdata.worldbank.org/external/CPProfile.asp?SelectedCountry>)

出生時平均寿命が77.9歳(2003年)に達するなど、先進国並みの社会保障を整えていることも特徴的である¹⁵。

コスタリカの政治体制は、国民の直接選挙で選ばれる任期4年の大統領を頂点とする行政府、各県を選挙区として比例代表で選出される一院制の立法府、立法府が任命する判事からなる司法府で構成されている。選挙を独占的に管理する選挙最高裁判所の下実施される選挙はきわめて透明性が高く、かつ高投票率も相まって、比較的安定した政治が行われていると言われている¹⁶。

しかし、何よりもこの国をユニークたらしめているのは、1949年に平和憲法を制定し、軍隊を廃止したことである。さらに、83年にルイス・アルベルト・モンヘ大統領(当時)が「永世・積極的・非武装」中立宣言を行い、その後その理念を積極的に展開し、中米和平を実現した功績で、87年にはオスカル・アリアス大統領(当時)がノーベル平和賞を受賞している。

ただし、2003年3月にアメリカがイラクに武力侵攻した際に、アベル・パACHEコ現大統領はアメリカを支持し、コスタリカをしてアメリカの「有志連合」に名を連ねさせている。しかし、この「コスタリカらしくない」行為についても、一人の大学生がコスタリカ最高裁判所憲法法廷に訴えた結果、2004年9月に最高裁判所憲法法廷が政府の「アメリカ支持行為」は憲法違反との判断を下し、コスタリカはアメリカ「有志連合」から「脱退」することになった。すなわち、最高裁憲法法廷は、政府がアメリカのイラク侵攻を支持した行為は、平和を求める1949年制定の同国憲法に違反し、83年の「中立宣言」や国際法ならびに国連のシステムにも反し、違憲行為であると断定し、政府のアメリカ支持宣言の取消を宣言した。同時に、アメリカの「有志連合」リストからコスタリカを削除するようアメリカ政府に求めることも政府に命じた。この判決は7人の判

¹⁵ 国本伊代「社会～福祉国家の姿と抱える問題～」、国本、前掲書、31～33ページ、ならびに丸岡泰「地方と貧困者にも届く健康～普及の進んだ保健・医療サービス～」、国本、前掲書、152～155ページ。

¹⁶ 国本伊代「政治～非武装平和主義国における民主政治の姿～」、国本、前掲書、26ページ。

事全員一致した判決で、即時発効し、かつ過去にさかのぼるため、コスタリカがアメリカを支持した事実はなかったことになったのである¹⁷。

この判決を受けて、ロベルト・トバル外相は、対イラク同盟「有志連合」諸国リストより同国名を削除するよう正式にアメリカに要請し、コリン・パウエル米国務長官（当時）に宛てた外交文書にて、同国は法治国家を重んじると共に、民主主義体制を律する権限の独立性を尊重し、最高裁憲法法院の判決を遵守する責任を負うことを明らかにした。この外交文書にて、「従って、コスタリカ政府は、アメリカ合衆国政府に対し、ホワイトハウスのホームページに掲載されている『対イラク同盟または連合』の『有志連合』諸国リストよりコスタリカ共和国の国名を削除することを要請する」と表明したのである¹⁸。

このように、コスタリカは経済的には開発途上国に分類されるものの、外交分野、特に大国アメリカに対して毅然とした態度をとり、永世・積極的・非武装中立という外交理念を貫き通そうとするその安全保障政策は、「もうひとつの平和」を探求する観点からさらに詳細な研究を行うに値するといえよう。

調査手法

調査は2004年2月から3月にかけてコスタリカ当地で行なわれた。主な調査手法はキーパーソンと思われる人物とのインタビューであるが、実際にコスタリカ大学教授、国連平和大学教授、元外務省職員、公安大臣補佐官、公教育省職員、国家状況プログラム担当官、アリアス平和財団研究員、NGOのメンバー、協同組合のメンバー、研究所の所長や研究員、日本大使館書記官、国

¹⁷ 「朝日新聞」2004年9月9日。判決全文は、コスタリカ最高（司法）裁判所、<http://www.poder-judicial.go.cr/salaconstitucional/etc/2004-09992.html> を参照。

¹⁸ コスタリカ外務・宗務省「機関通信」、2004年9月9日。

際協力機構 (JICA) 職員などと直接会い、長時間のインタビューを行った¹⁹。さらに帰国後、コスタリカ駐日大使 (当時) にもインタビューを行った。彼らに共通して投げかけた質問は以下のとおりである。

- ① 1949年の軍隊の廃止以来、コスタリカはいかなる軍隊も、軍事力も保持してこなかったというのは本当か？
- ② いかにしてコスタリカは軍隊を廃止することができたのか？
- ③ 1949年以来、なぜコスタリカは再軍備をしないという政策を貫くことができたのか？
- ④ 軍隊を持たないで平和を維持するというコスタリカの経験を他国に、特に日本に応用することは可能か？

¹⁹ インタビューを行った人々は以下のとおりである (敬称略)。

- ・ルイス・ギジェルモ・ソリス (Luis Guillermo Solís、平和と民主主義のための財団 (Funpadem) 顧問、コスタリカ大学政治学部教授、元外務省勤務)
- ・ホルヘ・カルティン・オバンド (Jorge Cartín Obando、公教育省サンホセ地区社会科教育地域アドバイザー)
- ・ビビアン・ソリス・リベラ (Vivienne Solis Rivera、連帯社会のためのプロフェッショナルサービス共同組合)
- ・パトリスシア・マドリガル・コルデロ (Patricia Madrigal Cordero、連帯社会のためのプロフェッショナルサービス共同組合)
- ・大澤正喜 (青年海外協力隊)
- ・石橋陽子 (国際協力機構)
- ・グレン・ギャロウェイ (Glenn Galloway、熱帯農業研究センター学長)
- ・伊藤真吾 (熱帯農業研究センター修士課程)
- ・リカルド・アルバラード (Ricardo Alvarado、コスタリカ大学学部生)
- ・ロレイン・ボレル (Rolain Borel、国連平和大学教授)
- ・アベラルド・ブレネス (Abelardo Brenes、国連平和大学教授)
- ・ミリアン・ビレラ (Mirian Vilela、地球憲章国際事務局事務局長)
- ・アロンソ・マタモロス・デルガド (Alonso Matamoros Delgado、国立生物多様性研究所保全プログラム部長)
- ・コンスエロ・バルガス (Consuelo Vargas、フィンカ・ラ・カハ学校教諭)
- ・阿部真寿美 (エラドゥーラホテル営業部)
- ・ホルヘ・バルガス・クレル (Jorge Vargas Cullell、国家状況プログラム・サブコーディネーター)
- ・エウヘニア・サモラ (Eugenia Zamora、アリアス財団、平和と和解センター・セ

以下の節では、コスタリカにおける軍隊の存在の有無、軍隊を廃止できた理由、再軍備をしてこなかった要因などについて、インタビュー調査の結果、帰国後コスタリカ駐日大使（当時）に対してなされたインタビュー、ならびに文献調査を総合的に勘案しながら考察する。

2. コスタリカに軍隊は存在しないのか？

軍隊廃止をめぐる法的側面

コスタリカには本当に軍隊は存在しないのだろうか？ コスタリカ憲法第12条では、「常設的機関としての軍隊は禁止する。公共の秩序を監視し、維持するために必要な警察隊を設置する。大陸の協定によるか、あるいは国家の防衛のためにのみ軍隊を再編成することができる〔筆者により訳の一部を微修正〕」と謳っている²⁰。続けて第12条は「再編された場合、各軍は警察隊の場合と同じく、常に文民権力に服従するものとする。各軍は個別的、集団的とを問わず、政治的な合議をなしたり、声明を発したり、示威行為を行ってはなら

ンター長)

- ・クリスチャン・ゴメス (Christian Gomez、アリアス財団、平和と和解センター)
 - ・ディエゴ・フィルヌス (Diego Filnus、アリアス財団、平和と和解センター)
 - ・ナタリア・モンヘ・ソラノ (Natalia Monge Solano、ラクサ法務部弁護士)
 - ・ダニエル・フスター・ヴァレンシアーノ (Daniel Fúster Valenciano、弁護士)
 - ・パトリア・ソラノ (Patricia Solano、元外務省)
 - ・オットー・ソラノ (Otto Solano、コスタリカ大学学部生)
 - ・ホセ・マリア・ブランコ (José Maria Blanco、バイオマス使用者ネットワーク・中米地域事務所長)
 - ・グレン・ベナビデス (Glenn Benavides、天理大学国際文化学部助教授)
 - ・ポール・シャヴェス (Paul Chavez、公安省大臣補佐官)
 - ・ローランド・エスピノザ (Rowland Espinosa、民主主義とサステナビリティ中米プログラム、PROCESOS、研究員)
 - ・三浦克仁 (在コスタリカ日本大使館三等書記官)
- さらに、帰国後、日本でインタビューを行った人物として、
・リカルド・セケイラ (Ricardo Sequeira、コスタリカ駐日大使、当時) を付け加えておく。

²⁰ 参議院憲法調査会事務局『コスタリカ・カナダにおける憲法事情及び国連に関する実情調査』、2004年1月、158ページ。

ない」と文民統制の原則を定めている²¹。

以上の条文からわかるように、憲法上コスタリカは軍備の放棄と再編した場合の文民統制を定める一方で、個別的自衛権を否定せず、集団的自衛に際しての再軍備を認めている。実際にコスタリカは1948年12月1日に軍隊廃止宣言をしながらも、1週間後の12月8日には米州相互援助条約（リオ条約）に加盟している²²。リオ条約第3条には「締約国は、当事国の一国に対するいかなる国の武力攻撃も当事国すべてに対する攻撃とみなされることに合意する。従って各当事国は、国際連合憲章第51条により認められている個別的または集団的自衛の固有の権利を行使して、武力攻撃に対抗して援助することを約定する」と書かれており、その実効性を裏付ける地域集団安全保障機構として米州機構（Organization of American States, OAS）がすでに設立され、活動を始めていた²³。

しかし、コスタリカはリオ条約に加盟したものの、同時に「いかなる国も自国の同意なしには、（武装した）軍隊の使用を強制されることはない」というリオ条約第20条に基づき、海外派兵の拒否を宣言したのである²⁴。これは集団的自衛権を自ら封印し、今後再軍備をしないと表明したことに等しい行為であった²⁵。

さらに、コスタリカは1983年11月17日に「永世・積極的・非武装中立」を宣言した。その骨子は、

①中立は将来にわたり永久であり、一時的なものではない。この中立は他の国々の間に生じる敵対的な紛争すべてに適用される。

²¹ 竹村卓「コスタリカ憲法の平和主義～特異性と普遍性～」、国本、前掲書、108ページ。

²² 竹村卓「軍隊をすてた『生き方』～どこまで天然？ 非武装平和の『民主国』～」、国本、前掲書、112ページ。

²³ 竹村、前掲論文、115ページ。

²⁴ 竹村、前掲論文、115ページ。

²⁵ 澤野義一『非武装中立と平和保障～憲法九条の国際化に向けて～』（青木書店、1997年）、83～84ページ。

②コスタリカの中立は積極的なものである。中立は政治的・イデオロギー的に不偏不党であることを意味しない。

③コスタリカの中立は非武装である。

という3点に集約される²⁶。

宣言は「積極的中立」について、「コスタリカの中立は、積極的である。それは、イデオロギーおよび政治の領域で不偏不党であることを意味しない。それゆえ、コスタリカは、西欧民主主義と共有してきたし、将来も共有する政治的、社会的概念に対する信頼を再確認する。この積極的中立は、国連、米州機構、ならびに米州相互援助条約の構成員としてコスタリカが有する、次のようなあらゆる問題に関する権利と完全に両立する。その問題は、国際の平和と安全の維持、紛争の平和的解決に向けての諸活動、より公正な経済的・社会的秩序の達成、ならびに人権および基本的な自由の促進と尊重に関する問題である」と規定している²⁷。モンヘ大統領も「われわれはイデオロギー的に中立というわけではない。われわれはデモクラシーを支援して、あらゆる独裁政治に反対する」とその「積極性」を確認している²⁸。この中立宣言は、コスタリカが軍備放棄以来実践してきた安全保障政策をあらためて定式化するとともに、非武装民主主義体制保持の意思を国際社会に向け発信するものであった²⁹。

軍隊廃止の実態

このように憲法上、ならびにその実際の実施に当たって、コスタリカにおいて軍隊は廃止され、再軍備もされないことになっている。しかし、現実にはコスタリカに軍隊は存在しなかったのだろうか。そして現在も軍隊は存在しないの

²⁶ 参議院憲法調査会事務局、前掲報告書、159ページ、ならびに竹村卓「非武装中立政策と国際社会～軍隊をすてた生き方の定式化と受容～」、国本、前掲書、117ページ。

²⁷ 澤野、前掲書、80ページ。

²⁸ 竹村、前掲論文、117ページ。

²⁹ 参議院憲法調査会事務局、前掲報告書、159ページ。

だろうか。これらの点に関して、インタビューをした人たちの共通した回答は、「現在は軍隊は存在しない」というものであった。しかしながら、過去にさかのぼると「過去に存在したといえ、存在した」、「それは『軍隊』をどう定義するかによる」という答えが見られた。たとえば、その種の回答の一つとして、元外務省高官であり、現在コスタリカ大学教授、ならびに Funpadem という外務省主管の平和と民主主義のための財団顧問を務めるルイス・ギジェルモ・ソリス氏は、1986年までは「準軍隊」的なものが存在したと証言している³⁰。

彼はニカラグアとの緊張関係、武力衝突との関係で、コスタリカ国境警備隊が将軍を筆頭とする階級制を持つ「準軍隊化」したことを指摘した。ただし、同時に彼は1986年にオスカル・アリアス氏が大統領に就任してからは、すべての重火器が廃棄され、階級・軍服の廃止が断行され、現在は完全な市民警察になっているとも述べた。この点を文献から補足すると、実際コスタリカは48年以来、少なくとも4回の再軍備化の危機にさらされている。

1回目は1948年12月10日、後述する内戦で敗北したカルデロン派が、隣国ニカラグアの独裁者アナスタシオ・ソモサの援助を受けて、コスタリカ領内に武力侵攻した時である。コスタリカ政府は、アメリカ国務省と協議の上、リオ条約第6条に基づき、米州機構(OAS)に提訴し、米国トルーマン政権の援護もあって、翌年49年2月にはOASでニカラグアとの友好協定に調印し、紛争は一旦収束した。

しかし、ソモサ政権が支援するカルデロン派は、1955年1月に反独裁活動家を後援するホセ・フィゲーレス大統領の政権担当時に、再びコスタリカに武力侵攻したのである。この時米国アイゼンハワー政権は速やかにソモサを押さえ、紛争は再びOASを通じて解決された。

コスタリカの再軍備が最も懸念されたのは、1977年からのニカラグアにお

³⁰ ルイス・ギジェルモ・ソリス氏(Funpadem顧問)とのインタビュー、2004年2月16日。

けるサンディニスタ革命時であった。ニカラグア国軍に追われたサンディニスタ・ゲリラがコスタリカ領内に逃げ込んだため、追撃を行ったニカラグア軍とコスタリカの治安警察隊が交戦し、コスタリカ側に死者が出たのである。この時、ニカラグアの支配者ソモサ・デバイレ（アナスタシオの次男）は、コスタリカがサンディニスタの逃亡先になっているとして、度重なる OAS の勧告を拒否しつつ、コスタリカへの宣戦布告を示唆していた。これに対しコスタリカ政府は、パナマ、ベネズエラ両国から計 600 丁のライフル銃と国境パトロール用軽飛行機を貸与され事態に対応した。最終的に、79 年にソモサー族が亡命し、革命政権が樹立するに至り、紛争は沈静化した³¹。

そして、4 回目の再軍備化の危機は、サンディニスタ革命政権の転覆を狙うアメリカが支援するコントラと呼ばれるニカラグアの反革命武装ゲリラがコスタリカ領内で活動することを黙認させようとしたアメリカの圧力下で訪れた。この時期のコスタリカは、危機に対応するために、警察隊の数を増やしており、1949 年には 1200 人、78 年には 3200 人だったのが、85 年には 1 万 2600 人まで増えている。サンディニスタ政権に反対する私企業や地主などの資金援助を得て活動していた自由コスタリカ (Costa Rica Libre) などの右翼諸集団も「非公式な準軍事的集団」を形成していた³²。

さらに、コスタリカ警察隊の一部は米国特殊部隊グリーン・ベレーによって

³¹ 参議院憲法調査会事務局、前掲報告書、158～159 ページ、ならびに竹村、「軍隊をすてた『生き方』～どこまで天然？ 非武装平和の『民主国』～」、国本、前掲書、112～115 ページ。

³² ローランド・エスピノザ氏（民主主義とサステイナビリティ中米プログラム、PROCESOS、研究員）とのインタビュー、2004 年 2 月 24 日、ならびに、澤野、前掲書、84～85 ページ。澤野は「非公式な準軍事的集団」が約 1 万 5000 人いたとしているが、竹村はそれは過大に過ぎるとしている。同時期コスタリカ国内の治安悪化のため民間ガードマンが増加しており、その総数が約 1 万 5000 人であったことから、そちらと見誤っている可能性を指摘している。竹村卓「コスタリカ共和国憲法概説」、参議院憲法調査会事務局、前掲報告書、128 ページ。

軍事訓練を受けていた³³。この部隊は「稲妻大隊」と呼ばれ、ニカラグアの侵入に備え、国土を防衛することが目的とされた。しかし、国会議員であり、人民統一党の幹部であるハビエル・ソリスは、稲妻大隊の真の目的はアメリカによるニカラグア侵略のための最終的な作戦要素であり、ニカラグアが侵略国家であり、コスタリカは自衛の体制を作り上げなければならないと思わせるキャンペーンを構成することであったと述べている³⁴。

この危機的な状況を乗り切るために、1983年にモンヘ大統領は「永世・積極的・非武装中立」宣言を行い、アメリカや右翼からの圧力をはねのけ、この時期激化したニカラグア内戦の自国への波及を避けようとした³⁵。さらにこの理念を徹底させることを公約したアリアスが86年の大統領選に勝利し、グリーン・ベレーが撤退したことで再軍備化の危機は終息したが、その背景にはアメリカの軍事的関与に強く反対し、サンディニスタとの戦争も支持しないとのコスタリカ国民の強い声があったことをソリスは主張している³⁶。

現在は、国内治安を維持するために、8400名の公安警察官 (Fuerza Publica) がいる。うち国境警備、地方警備にそれぞれ約2000名、都市警備に約4000名が就いている。その他小規模ながら、沿岸警備隊、空港警備隊があり、麻薬の取り締まり、特殊襲撃、イベント対策などの特別部隊も存在する。さらに、内務省に入国管理警察、法務省に刑務警察、公共事業・運輸省に交通警察、司法省に司法警察、および大統領府直轄として国家情報局がおのおの編成されて

³³ “VOICES FROM COSTA RICA, Interviews by Andrew Reding”, *World Policy Journal*, Vol. 3, No. 2, World Policy Institute, Spring 1986, 317-345. (『世界政策ジャーナル』、第3巻第2号、1986年、317～345ページ。ウェブサイトは <http://www.worldpolicy.org/globalrights/nicaragua/1986-spring-WPJ-CostaRica-voices.html>)。本稿はウェブサイトを参照しているため、ページ数を示すことができないことをお詫びしておく。

³⁴ 前掲論文。

³⁵ 澤野、前掲書、44～45ページ。

³⁶ ソリスは、コスタリカ国民の63%がサンディニスタとの戦争を支持しないと世論調査で明らかになったと述べている。World Policy Institute, *op.cit.*, 317-345.

「もうひとつの平和」は可能か？

おり、これらを合わせた総計では、約1万人の警察官がいることになる³⁷。治安を守る警察隊は哨戒艇7隻、セスナ4機、最小限の自動小火器を保有しているが、戦車も機関銃も保持していない³⁸。この警察隊にかかる経費は6400万ドル（約69億1200万円）で、国内総生産の0.4%であり³⁹、警察隊を所管する公安省の予算は政府予算の2%台に過ぎない⁴⁰。

以上のことから、コスタリカは1949年の軍隊廃止後、再軍備化の危険を数回経験し、一時は「準軍隊化」した警察隊や右翼諸集団が存在していた時期もあったが、これらも86年以降は廃止、改組・改編され、その後は再軍備をせずに今日まで貫き通しており、したがって現在も軍隊を保持していないと結論づけることができるだろう。

3. なぜ軍隊を廃止することができたのか？

そこで、ぜひここで検討したいのが、なぜコスタリカは軍隊を廃止するという偉業を成し遂げることができたのかということである。この問いに関するインタビュー調査の答えは一様ではなく、さまざまな回答を得た。それらを整理すると、3つの要因が析出される。それは、歴史的要因、ホセ・フィゲーレス、ならびに暫定政権政府評議会（Junta）の政治的判断、そしてホセ・フィゲーレスのリーダーシップを含めたその他の要因である。

³⁷ 参議院憲法調査会事務局、前掲報告書、158ページ。

³⁸ 国本、「政治～非武装平和主義国における民主政治の姿～」、国本、前掲書、29ページ。

³⁹ Central Intelligence Agency (CIA) *The World Factbook* 2004,

<http://www.cia.gov/cia/publications/factbook/print/cs.html> 参照。ただし、ストックホルム国際平和研究所（Stockholm International Peace Research Institute）は“Costa Rica has no armed forces. Expenditure for paramilitary forces, border guard, and maritime and air surveillance is less than 0.05% of GDP”、すなわち、「コスタリカに軍隊はなく、国境警備隊、航空・海上監視隊などの『軍事費』に相当する費用は、国内総生産の0.05%以下である」としている。詳細は、http://first.sipri.org/non_first/result_milex.php?send 参照。

⁴⁰ 竹村、「コスタリカ憲法の平和主義～特異性と普遍性～」、国本、前掲書、109ページ。

軍隊廃止の歴史的要因

まず一つ目は歴史的な要因である。たとえば、前コスタリカ駐日大使のリカルド・セケイラ氏は特にこの点を強調し、コスタリカの平和憲法も、軍隊廃絶も突然できたわけではなく、コスタリカの長い歴史の積み重ねの上に始めて可能になったと主張している⁴¹。すなわち、コスタリカは黄金などの資源もなく、先住民も少なかったため豊富な労働力も存在せず、国土はほとんど森林、かつ高温多湿の厳しい気候風土で、しかもメキシコ市を首都とするヌエバ・エスパーニャ副王領からもっとも辺境な地にあつたので、植民地時代にほとんどスペイン人がやってこなかった。その結果、300年にわたるスペイン植民地時代を通じて少数のスペイン人が断続的に中央盆地に定住しただけで、コスタリカは「副王領のもっとも辺境な地として、眠るような時間を過ごした」のである⁴²。このため他のスペイン植民地で行われたような軍や強権による先住民の支配が行われず、したがって強大な軍隊も形成されなかった。その結果、コスタリカでは白人自営農民中心の比較的平等な自活社会が形成されることとなった⁴³。

この点について、ホセ・フィゲーレス元大統領は、「ここにはスペインからの移民のために搾取されるはずのアメリカ先住民がまったくいませんでした。移民たちは、彼ら自身の手で働かなければなりませんでした。これも、肉体労働が先住民により行われた他のラテンアメリカの国とは、まったく違った状況でした」と述べている。さらにコスタリカに移民したスペイン人のメンタリティーとして、「アメリカ合衆国の創設者は、宗教の迫害から逃げてきました。我々の創設者は、軍の支配する政府から逃げてきました。だから、我々の国の

⁴¹ リカルド・セケイラ氏（当時コスタリカ駐日大使）とのインタビュー、2004年3月24日。

⁴² 国本伊代「コロンブスが『発見』した『豊かな海岸』～スペイン人が住みついた辺境の現実～」、国本、前掲書、44～47ページ。

⁴³ 『コスタリカ年表』

(<http://www10.plala.or.jp/shosuzki/chronology/mesoam/costarica.htm>)。

ただし、竹村はこれは一種の「国民神話」とする説があることを指摘している。

出生は、他の中央アメリカ諸国や多くのラテンアメリカとはまったく異なったものです」と説明している⁴⁴。

このような歴史的状況の中で、コスタリカは1821年の独立以降、2回の軍事独裁政権を経験したものの、25年のコスタリカ基本法の制定、69年の男女義務教育無償化、82年の死刑廃止、85年の選挙結果を無視されたことによる民衆のデモ⁴⁵、1913年の直接選挙による大統領選の実施など、むしろ民主主義に彩られる国政が行われてきた⁴⁶。国家状況プログラム・サブコーディネーターのホルヘ・バルガス・クレル氏によると、1910年の時点で教育費が軍事費を上回っており、軍隊に関する国民の意識も、すでに1920年代に「軍隊は存在すべきではない」と考えていたのである⁴⁷。実際に、22年にコスタリカの大統領であったリカルド・ヒメネスは「学校が軍国主義をやめさせないならば、軍国主義は、共和国を破滅させるであろう」と語っていた⁴⁸。

このようなコスタリカの軍事的な伝統の希薄さと対比的に、民主主義の伝統が根づいていた同国の歴史の中で、大きな事件が起こった。1948年3月10日から6週間にわたって戦われた内戦である。発端は48年2月2日に行われた大統領選挙であった。この選挙で二度目の大統領選に立候補していたラファエル・アンヘル・カルデロンは、野党連合のオティリオ・ウラテに1万票差で敗れたが、カルデロン派で占められた立法議会は大統領選の無効、ならびにカルデロン候補の当選を決議したのである⁴⁹。

⁴⁴ World Policy Institute, *op.cit.*, 317-345.

⁴⁵ エウヘニア・サモラ氏（アリアス財団平和と和解センター・センター長）とのインタビュー、2004年2月20日。

⁴⁶ 竹村「コスタリカ共和国憲法概説」、参議院憲法調査会事務局、前掲報告書、121ページ。

⁴⁷ ホルヘ・バルガス・クレル氏（国家状況プログラム・サブコーディネーター）とのインタビュー、2004年2月20日、ならびにホルヘ・カルティン・オバンド氏（公教育省サンホセ地区社会科教育地域アドバイザー）とのインタビュー、2004年2月17日。

⁴⁸ 澤野、前掲書、81ページ。

⁴⁹ 竹村卓『非武装平和と憲法と国際政治～コスタリカの場合～』（三省堂、2001年）、34～41ページ。

これに対し、すでに1942年に政権を批判しメキシコに追放された後に、恩赦でコスタリカに戻っていたアメリカ帰りの農場主ホセ・フィゲールスが、48年3月10日、国民解放軍の旗を掲げて武装蜂起を起こし、「6週間戦争」が始まった。彼は亡命中にグアテマラやドミニカの社会民主主義者と交友を深め、武装蜂起の計画を練っていたが、47年に創設されていた中米・カリブ地域での独裁国家の打倒を訴える国際同盟「カリブ軍団 (Legion del Caribe)」の援軍を得て、同年4月19日に政府軍を破ったのである。その後、諸外国の停戦の呼びかけに応じ、フィゲールスは政府側に対する財産と生命の保証、社会改革の継続、共産党の承認を確約した上で、政府軍の降伏を認め、約2000人の死者を出した内戦は終結した⁵⁰。

ここで、歴史的要因として言及しておく必要があることは、一つはすでに歴史的に民主主義の伝統が根づいていた中で、そのルールを破ったカルデロン、ならびにカルデロン派の国会議員の行動がコスタリカ国民に受け入れられなかったという点、二つ目は軍事的な伝統の弱さから政府軍が弱小であった点、そしてこの内戦時に「カリブ軍団」が存在していたことである。すなわち、民主主義擁護をバックボーンに、カリブ軍団の助けを得て、フィゲールス軍は弱小な政府軍を打ち破ることを確実にしたのである⁵¹。

⁵⁰ しかし、内戦後臨時政府を指揮したフィゲールスはすぐに公約を破り、共産党の非合法化やカルデロン派の罷免などを行い、数千人を国外に追放した。小澤卓也「1948年の内戦と『平和憲法』の成立～現代コスタリカの出発点～」、国本、前掲書、89～91ページ。

⁵¹ リカルド・セケイラ前コスタリカ駐日大使は、このカリブ軍団はフィゲールス軍に武器を供給し、軍事顧問を送り込み、拳銃の果ては戦闘機まで与えたと述べている。リカルド・セケイラ氏（当時コスタリカ駐日大使）とのインタビュー、2004年3月24日。ただし、竹村によると、カリブ軍団がフィゲールス陣営に「戦闘機を提供した」事実はない。フィゲールス陣営に武器・弾薬・人員を運んだのは、民間航空会社中米航空 TACA の DC-3 型機であるとしている。竹村、前掲書、54ページ、注17参照。

軍隊廃止の政治的要因

さて、内戦に勝利したフィゲレス陣営は、1948年5月8日に暫定政権政府評議会（Junta）を設立し、同年12月1日に軍備放棄を宣言した。そして、49年11月7日の現行憲法の成立とともにコスタリカは名実ともに軍隊を廃絶することになったのである。ここで、これまで説明した歴史的な要因も踏まえながら、なぜJuntaが軍備放棄を宣言するに至り、軍隊放棄を定めた憲法を成立させることになったのかを考えてみたい。これは二つ目の要因であるホセ・フィゲレスの国内的、国際的な政治的判断が関連する。

すなわち、Juntaが軍隊放棄を宣言し、軍隊廃絶を含む憲法を成立させた背景には、一つには政府軍・反政府軍を問わず、軍隊をなくすことで、まずは国内の政敵をなくし、クーデターを未然に防ぐという意味があった。たとえば、Junta政府軍参謀長であったマーシャルはフィゲレスと、カリブ軍団を支援するグアテマラのアレバロ政権やカリブ軍団との密接な関係を批判しており、フィゲレスにとっては厄介な存在であった⁵²。しかし、それ以上に明確に軍隊を持つことの危険性をフィゲレスに認識させたのは、Juntaの公安大臣であったエドガール・カルドーナが1949年4月に引き起こしたクーデター未遂事件である。竹村によれば、この事件はホセ・フィゲレスのみならず、「クーデターを予防するためにも常備軍を廃止して軍備放棄を行う行為の有する意義と正当性を、改めてコスタリカ国民に認識せしめる実物教育の効果をもたらした」のである⁵³。

国際的にも、コスタリカは軍隊を廃止する政治的判断に迫られていた。それは特に対米関係にかかわるものである。アメリカはカリブ軍団の援軍を得て勝利したフィゲレス暫定政権が、独裁国家の打倒を訴えるカリブ軍団の影響を受けて、中米・カリブ地域に対する革命輸出基地化する危惧を抱いてお

⁵² 竹村、前掲書、78～79ページ。

⁵³ 竹村、前掲書、79ページ。

り、Junta に対して、「コスタリカが近隣諸国への不干渉を伝統的な政策としていることを賞賛する。と同時に、その伝統的不介入政策を将来にわたって維持することを期待している」と申し入れている⁵⁴。さらに、現実的な措置として、アメリカ政府は前ピカード政権から引き継がれたコスタリカ政府への武器売却交渉を拒否したのである⁵⁵。このアメリカの懸念を払拭し、有意味なメッセージを送る意味でも、コスタリカは軍隊を廃止するという政治的な判断を迫られたのである。

軍隊廃止のその他の要因

コスタリカが軍備を放棄できたその他の要因として、ホセ・フィゲーレスの強いリーダーシップとそれを支える国民感情を挙げる人もいた。たとえば、国連平和大学のロレイン・ボレル教授は、カリスマ性のあるホセ・フィゲーレスの行動は多くの国民に支持され、その支持のもと、軍隊を廃止することができたとしている⁵⁶。実際、1948年12月10日の第2共和制発足の式典で、フィゲーレスが「今日限り、コスタリカ政府は常備軍を全廃する。軍隊はしばしば独裁体制によって、国民を力づくで抑圧してきたが、我々は民主的な話し合いの道を選ぶ。従って政権維持のための武器はもういらぬ」と演説した時⁵⁷、その演説は熱狂的な歓喜を持って受け入れられたという⁵⁸。

その他にも、竹村は、コスタリカ史上未曾有の犠牲者多数を出した内戦に対する反省、経済的な疲弊と行財政改革の要請、つまり経費削減のための軍隊の廃止、リオ条約調印とボゴタ憲章採択に見られるように地域的集団安全保障

⁵⁴ 竹村、前掲書、79ページ。

⁵⁵ 竹村、前掲書、79ページ。

⁵⁶ ロレイン・ボレル氏（国連平和大学教授）とのインタビュー、2004年2月19日。

⁵⁷ 軍隊を捨てた国コスタリカに学び平和をつくる会編『軍隊を捨てた「コスタリカ」ってどんな国～コスタリカ「平和の旅」報告集～』、2003年、122ページ。

⁵⁸ 竹村、前掲書、76ページ。

体制が成立したことなどを軍隊を廃止した要因として挙げている⁵⁹。このように、コスタリカの軍備放棄は、短期的に見れば、国内、国外双方で、政治的にも、経済的にも厳しい状況に置かれた当時の政権が、その現実をリアルに認識して選択した政治的判断であると同時に、長期的に見れば、状況的、偶発的要因が極めて大きく作用しており⁶⁰、短期・長期両者の相互作用の結果として現実には軍備が放棄されるに至ったと言えるだろう。

4. 軍隊なしでいられる理由

以上のように、コスタリカはさまざまな要因で軍隊を廃止するに至ったが、以来50年以上が経過し、第2節で考察したように今日まで再軍備を迫られるほどの危機を幾度も経験してきた。それにもかかわらず、なぜコスタリカは再度軍隊を結成するという選択をしてこなかったのだろうか。本節ではその理由を考察するが、それには大きく分けて、国民の意識、教育の影響、軍備を放棄したことのメリットの実感、地域集団安全保障体制の存在、積極的な平和外交の推進、憲法第31条の存在が考えられる。

コスタリカ国民の意識と教育

現地でのインタビュー、そして調査期間中出会ったコスタリカ人との日常会話を通じて一番強く感じたことは、「軍隊はなくて当たり前」、「軍隊があるから戦争が起こる」という社会一般の「空気」である。これは冷戦中旧ソ連の脅威が声高に叫ばれ、ソ連の崩壊後にはわかにかに北朝鮮の脅威が喧伝される日本に長く住む筆者にとって、言葉では言い表しがたい感覚であった。実際、コスタリカで弁護士を務めるナタリア・モンヘ・ソラノ氏、ダニエル・フスター・ヴァレンシアノ氏、さらに前述のルイス・ギジェルモ・ソリス氏やホルヘ・バル

⁵⁹ 詳細は、竹村、前掲書、61～94ページ。

⁶⁰ この点は、インタビューを行った人たちの一致した見解である。

ガス・クレル氏などは、「『コスタリカに軍隊は必要ない』という考え方は、もはやコスタリカ人の『文化』になっているので、再軍備を考えるなど不可能に近い」と述べていた⁶¹。

しかし、なぜ多くのコスタリカ国民は「軍隊はなくて当たり前」という意識を持ち、それが「文化」になっているとまで言われるようになったのだろうか。その理由として、前節で述べたように、もともと軍隊の伝統が希薄だった国民性に加えて、学校教育の影響が考えられる。コスタリカでは一部の例外を除いて平和教育というものを行っていないが⁶²、小学校から高校まで学ぶべき4つの主要なテーマとして、民主主義と社会正義、持続可能な発展と環境文化、ジェンダー、性教育を設定し、その中核に「市民教育」を置き、民主主義を一番の主題として扱っている。公教育省サンホセ地区社会科教育地域アドバイザーのホルヘ・カルティン・オバンド氏によると、特にいかに民主主義を日常生活の中で具体的に実践するかというところに力を入れて教育を行っているという⁶³。

その成果は、活発な生徒会活動と学内での選挙運動、そして選挙権のない子どもたちも大人たちに混じって投票を行う「模擬選挙」という形で現れている⁶⁴。生徒会の選挙の内容と意義について、足立は「……実行するのはすべて

⁶¹ ナタリア・モンヘ・ソラノ氏（ラクサ法務部弁護士）、ダニエル・フスター・ヴァレンシアノ氏（弁護士）とのインタビュー、2004年2月20日、ルイス・ギジェルモ・ソリス氏（Funpadem 顧問）とのインタビュー、2004年2月16日、ならびにホルヘ・バルガス・クレル氏（国家状況プログラム・サブコーディネーター）とのインタビュー、2004年2月20日。

⁶² 平和教育の実践については、早乙女愛、足立力也『平和をつくる教育～「軍隊をすてた国」コスタリカの子どもたち～』（岩波書店、2002年）、足立力也『平和文化教育～自ら平和をつくり出す文化を育む方法～』、国本、前掲書、148～151ページを参照。

⁶³ ホルヘ・カルティン・オバンド氏（公教育省サンホセ地区社会科教育地域アドバイザー）とのインタビュー、2004年2月17日。

⁶⁴ 子どもの模擬選挙については、早乙女愛、足立力也、前掲書、41～62ページ、ならびに伊藤千尋「平和憲法の国コスタリカ～非武装という強さ～」『週刊金曜日』400号、2002年2月22日（<http://www.jca.apc.org/costarica/siryo/hokoku2002/tihiro.html>）。

生徒たちだ。しかも、国政選挙にできるだけ近い方法で行われる。つまり、まず選挙裁判所をつくり、生徒たちは政党を組織し、会長・副会長や役員候補を各党で選出し、自分たちの党に投票してもらうために選挙活動を展開するのだ。こうやって選挙のプロセスを覚えた子どもたちは、成人後、実際の国政選挙で同様のことを行なう。(中略) また、選挙や自治活動が社会参加のプロセスとして認識され、対話による問題解決に対する、楽観的文化が生まれる。これが、平和文化へとつながるし、問題を抱えている他人をどう救済するかという人権意識にもつながってくる」と分析している⁶⁵。

足立がコスタリカで話した小学生の女の子は、平和、民主主義、人権、環境の関係について聞かれた時、「民主主義的じゃない社会は平和でないということは当たり前。だって、自分の意見をちゃんと言えないってことは、圧力があるってことでしょ？ それは人権侵害でもあるじゃない。それから、環境が悪いと社会も悪くなるでしょ？ だいいち、環境破壊は資源破壊でもあるから、自然の破壊が進むと少ない資源をめぐって争いが起きるじゃない。だから、環境問題もちゃんと考えなきゃね」と事もなげに述べたという⁶⁶。

それでは、コスタリカの高校生の意識はどのようなものであろうか。「あなたにとって民主主義とは何ですか？」との問いに対する中米諸国の高校生の意識を探った比較調査によると、コスタリカの高校生で一番多かった答えは「自由」、2番目に多かった答えが「平和に暮らすこと」であった。その他に挙げた答えは、自由な選挙、愛国心、人権の尊重、自治などであった⁶⁷。他の中米諸国の高校生の多くが「民主主義」と経済的なイシューを結び付けて答えてい

⁶⁵ 足立力也「学校教育の現場～カリキュラムより価値観の実践～」、国本、前掲書、144～147ページ。

⁶⁶ 早乙女愛、足立力也、前掲書、24～25ページ。

⁶⁷ Miguel Gomez Barrantes, Johnny Madrigal Pana, “La vision de democracia de los estudiantes de secundaria costarricenses”, in Florisabel Rodriguez, Silvia Castro, Johnny Madrigal eds. *Con la Herencia de la Paz: Cultura Politica de la Juventud Centroamericana*, San Jose: PROCESOS, Costa Rica, 2003, pp. 410 - 413.

ることと比較すると、コスタリカでは中米の中では民主主義が相当浸透し、それと平和が結びついていることがこの調査からも垣間見られる⁶⁸。

しかし、学校教育以上に大きな影響を与えていると考えられるのが、世代を超えたインフォーマルな家庭内教育である。つまり、コスタリカでは悲惨な内戦を体験した世代が「コスタリカは軍隊を廃止して本当に良かったんだ」というメッセージを世代を超えて伝えているのである。その要因として、軍隊をなくしたことのメリットをコスタリカ国民が具体的、かつ現実的に感じられたことが大きいと考えられる。すなわち、暫定政権政府評議会 (Junta)、ならびにその後の歴代政権は軍隊を廃止するや否や兵舎を学校に変え、浮いた軍事費を教育費と医療費につぎ込み、そのおかげでこれまで教育を受けることができなかった人たちが教育を受けることができるようになり、医者にかかれなかった人たちが病院に行くことができるようになった。

現在のコスタリカの国家財政に占める教育費の割合は20.5%だが、1970年には26.8%、75年には30.5%を占めていた。その成果として、大学在籍者数は50年に1539人だったのが、95年には8万2777人に増え、50年に79.4%だった識字率が、2002年には95.8%に上がっている⁶⁹。医療面での改善としては、第1節で述べたように、国民健康保険制度の整備によって医療費負担がゼロで病院に通うことができるようになり、乳児死亡率は70年に1000出生あたり62だったのが、80年には20、2002年には9まで低下し⁷⁰、出生時平均寿命は先進国並みの77.9歳(2003年)に達するようになった⁷¹。

このように、軍備放棄をしたことによって、その予算を毎年教育と医療に

⁶⁸ ローランド・エスピノザ氏 (民主主義とサステナビリティ中米プログラム、PROCESOS、研究員) とのインタビュー、2004年2月24日。

⁶⁹ 国本伊代「教育～教育立国の姿と抱える問題～」、国本、前掲書、34～37ページ、ならびに World Bank、前掲データベース。

⁷⁰ 丸岡、前掲論文、国本、前掲書、153ページ、ならびに World Bank、前掲データベース。

⁷¹ 国本伊代「社会～福祉国家の姿と抱える問題～」、国本、前掲書、31～33ページ。

つぎ込むことができるようになり、コスタリカ人の生活状況は目に見えて良くなった。その実感と「それはコスタリカが軍隊を廃止し、平和な国になったからこそ実現した」という信念が、軍隊を廃止したことのメリットを実感を持って次の世代に伝えることになったと思われる。

地域安全保障体制の存在と積極的平和外交

コスタリカが再軍備をしないで平和裡に存続してこられた国際的な要因としては、国連平和大学のアベラルド・ブレネス教授が強調しているように、米州相互援助条約、米州機構という地域集団安全保障体制が存在し、実際に機能していることが挙げられる⁷²。竹村もニカラグアとの紛争が米州機構によって成功裏に処理され、地域的集団安全保障体制の実効性が証明されたことが、軍備放棄がもたらす対外安全保障に関するコスタリカ市民の心理的な不安を軽減する効果をもたらしたと分析している⁷³。

ただし、上述のとおり、コスタリカは米州相互援助条約に加盟するや否や海外派兵の拒否を宣言している。しかし、そのことはコスタリカが他の加盟国に対してまったく何の貢献もしないということを意味しなかった。この国は軍事的な貢献をする代わりに、積極的な平和外交政策を強力に推進するという形で、この地域の平和と安全に貢献する道を選んだのである。その理念は、1983年のモンヘ大統領（当時）による「積極的・永世・非武装中立」宣言に具現化され、各国から「支持」、「歓迎」の応答を受け取っている。たとえば、ニカラグア国家再建政府連合は、83年11月17日に、「ニカラグアの国民と政府は、永世的、積極的、非武装的中立宣言を目指すコスタリカ政府の決定を支持する。我々は、このコスタリカの決定に実効的な政治的支持が与えられるよう、すべてのラテンアメリカ政府と国際社会に対して呼びかける」という宣言を出した。フラン

⁷² アベラルド・ブレネス氏（国連平和大学教授）とのインタビュー、2004年2月19日。

⁷³ 竹村、前掲書、80ページ。

スのミッテラン大統領（当時）は、83年11月24日、モンヘ大統領に、「あなたは、コスタリカの中立を厳粛に宣言した。コスタリカは、中米の経済的危機と不安定にもかかわらず、自国の民主主義制度を維持することができたし、また現在、あらゆる国家に対して自国の自立性を政治的判断で宣言することは、きわめて重要である。それは、中米地域の国民が交渉による[紛争]解決を強く希望しているにもかかわらず、暴力のエスカレートが交渉による[紛争]解決の努力を日々困難にしているがゆえに、フランスが特に歓迎する民主主義と平和への重要な貢献となる」という書簡を送っている⁷⁴。

その理念をベースに、1986年に大統領に就任したオスカル・アリアスは「包括的和平プラン（アリアス・プラン）」を推進し、最終的に中米和平（エスキプラスⅡ）合意という結果を導き出した。これは、中米紛争を、超大国米との対立という冷戦の文脈から切り離し、紛争の原因が中米各国の内部にあることを認識して、中米諸国自体が内発的に紛争解決をめざすものであった。

アリアスはニカラグアを除く中米諸国の大統領と接触を密にして、シャトル外交で「戦車よりトラクターを！」、「兵士よりも教師を！」と説いて回り、和平プランの具体化に取り掛かる一方で、国際的な支持を取りつけるために、1987年5月から約1ヶ月にわたりヨーロッパ諸国を歴訪して和平プランへの支持を訴えた。このように周到に準備を重ねた上で、87年8月6日、7日、グアテマラのエスキプラスで開かれた中米和平サミットにおいて、ニカラグア、エルサルバドルにおける停戦、両国において政府側とゲリラ側（ニカラグアのコントラ、エルサルバドルのファラブンドマルチ民族解放戦線FMLN）との直接交渉、外国からのゲリラへの軍事援助停止、戒厳令廃止、人権尊重、国民和解協議会の設置、自由選挙などの国内民主化など11項目からなる包括的な

⁷⁴ 澤野、前掲書、72～73ページ。

和平合意が成立したのである⁷⁵。

合意された中米和平の理解を得るために、アリアスは1987年9月にレーガン政権がイラン・コントラ事件で苦境に陥っていた時期にアメリカを訪問し、アメリカ連邦議会において中米和平についての演説を行い、予算や条約の決定権を握る議会の支持も獲得した。このようなアリアスの精力的な平和外交推進の功績は高く評価され、中米和平合意を促進する意味も込めて、87年10月、アリアス大統領はノーベル平和賞受賞の決定通知を受け取ったのである⁷⁶。

彼は1987年12月10日のノーベル平和賞受賞演説で、「私の国は兵器のない国…子どもたちが一度も戦闘機・戦車・戦艦を見たことのない国です」。「私の国は教育者の国です。ですから、平和の国であるのです。対話を信じ……合意を見出すことを信じています。暴力は拒否します」と述べ、彼が行なった積極的平和外交の思想的背景の一部を吐露している⁷⁷。

政治的難民の避難場所に

この積極的平和外交が成功してきた背景には、圧倒的多数の国民の支持、軍事費を教育、医療、社会保障費につぎ込んだことによるコスタリカ社会のパフォーマンスの目に見える改善に加えて、1949年に制定された憲法第31条も関連している。これは、「コスタリカの領土は、政治的理由によって迫害を受けた者すべてに対する避難所である」と規定し、事実上中米・カリブ地域の民主活動家に聖域を提供した。この条文は、もともと古くから政治亡命を受け入れていた伝統的土壌の上に、49年に軍備を放棄したことで、中米・カリブ地域における反独裁民主革命運動に武力貢献ができなくなった代償として構想さ

⁷⁵ 竹村卓「非武装中立の再検討～コスタ・リカの事例を中心として～」、日本平和学会『平和研究』第15号、1990年11月、87～89ページ、ならびに澤野、前掲書、87ページ。

⁷⁶ 竹村卓「アリアス大統領のノーベル平和賞受賞～超大国に抗して～」、国本、前掲書、120～123ページ。

⁷⁷ 澤野、前掲書、87～88ページ。

れたものであった⁷⁸。

第31条に則り、コスタリカに避難場所を求めた亡命政治家には、ペルー最大政党 (Alianza Popular Revolucionaria Americana: APRA) を創設したアヤ・デ・ラ・トーレ、ベネズエラ元大統領のロムロ・ベタンクール、キューバ国家評議会議長のフィデル・カストロなどがおり、祖国の民主化・民政移管に伴って政治の一線に返り咲いた元亡命者が、今度はコスタリカの有力サポーターとなる場合が見られた⁷⁹。竹村は、この31条について、「クーデターの可能性と絶えず向き合うラテンアメリカの政治指導者達にとっては、コスタリカの価値を高く認識する条項であると同時に、コスタリカ自体にとっては、自国の民主政治に対するラテンアメリカ諸国からの政治的声望と対外的安全保障とを共にもたらす実利的な効果も生み続けている」と高く評価している⁸⁰。

平和を「ブランド」にする外交

そのほかにも、コスタリカは1965年に国連総会で、国連人権高等弁務官の創設を提案して、後には「国際人権規約B規約」と「米州人権条約」を最初に批准し、米州人権裁判所や国連平和大学を自国に招請し、国際刑事裁判所設立条約 (ローマ規程) があと1カ国の批准で発効するとき手を挙げ、2003年2月には世界で初めて「対人地雷ゼロの国」を宣言するなど、目に見える形で平和外交を展開している⁸¹。

このようなコスタリカについて、アメリカ国務省は、早くも1951年にその内部文書で「たとえ小国ではあっても米国の世界政策に対するコスタリカの支

⁷⁸ 竹村、前掲書、81～83ページ。

⁷⁹ 竹村卓「ゲッツ！ザ・サポーター～コスタリカ外交の特色～」、国本、前掲書、128～130ページ。

⁸⁰ 竹村、前掲書、81～83ページ。

⁸¹ 竹村卓「民主・人権・環境そして平和～コスタリカ外交のキーワード～」、国本、前掲書、124ページ、ならびに竹村卓「世界平和とコスタリカ～実利と理想が生む好循環～」、国本、前掲書、134ページ。

持は、とくに道義的な価値を持っている」と認めていた。文書は続けて「したがって政策一般についても、国連においてもコスタリカの支持を獲得することが、われわれ国務省の目的である」と明記している⁸²。逆にコスタリカの側も、公安大臣補佐官であるポール・シャヴェス氏の言葉を借りれば、「アメリカは少なくとも外交上は世界に民主主義と人権を説いて回っている国なので、軍隊を持たず、平和で、民主的な国コスタリカと友好関係を保つことは、アメリカのイメージアップにつながり、極めて重要なのだ」と考えているようである⁸³。

これまでの議論を整理すると**図表2**のようになるが、コスタリカは自国が置かれた険しい現実をリアルに認識しながら、そこから理想や理念を形づくり、今度はその理念や理想を高く掲げてより良い現実を作っていく外交を展開してきた。自国の強みと弱みをよく理解した上で、軍隊を持たないという弱みを「軍隊を捨てた平和な国」というブランドに仕立て上げ、逆にそれを強みとして最大限に生かしながら、安全保障を確保する巧みな外交政策がその一つの例である。このような外交を国民の支持のもとに積極的に推進し、現実国際社会に貢献している。そして、「こんなに平和で、民主的な国コスタリカを侵略したり、攻撃したりすることは外交上絶対できないし、国益に反する」と他国に思わせることで抑止力を働かせ、国民に安心感や軍隊を保持しないことの誇りを持たせているように思われる。この積極的非武装中立外交の有効性は、何よりもコスタリカが軍隊を廃止したまま今日まで平和に存続しているという事実が雄弁に物語っている。

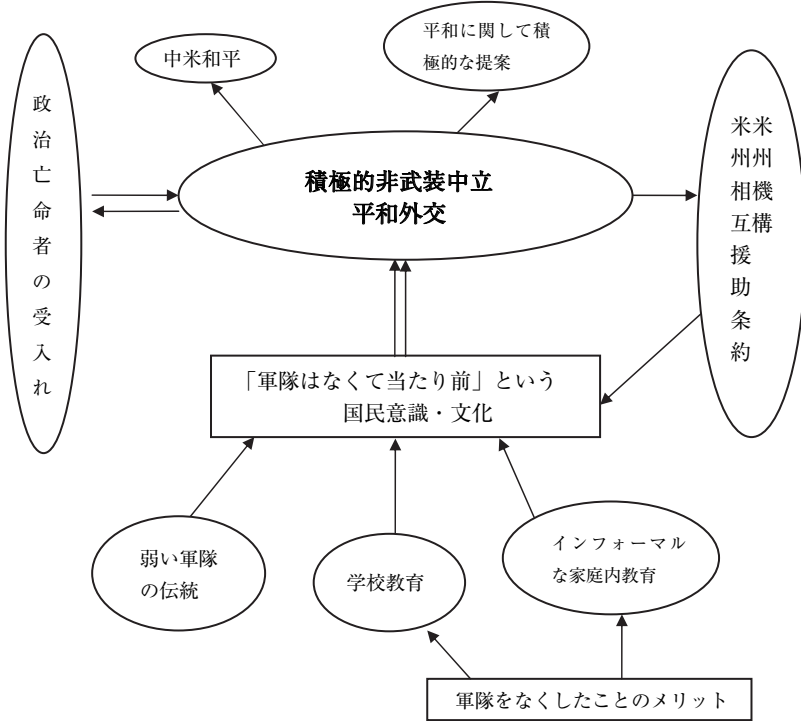
5. コスタリカの経験を日本に適用することはできるか

ここまでは、コスタリカが軍隊を廃止した理由、再軍備をしてこなかった要因などについて議論を展開してきたが、本節からはこのようなコスタリカの

⁸² 竹村、前掲論文、134 ページ、ならびに竹村、前掲書、142～143 ページ。原文は Department of State, “Policy Statement”, March 3, 1951, *Foreign Relations of the United States (FRUS) 1951 vol. II*, p. 1316.

⁸³ ポール・シャヴェス氏（公安省大臣補佐官）とのインタビュー、2004年2月24日。

図表2 コスタリカが再軍備をしなかつた理由



経験や外交手法を日本に適用することは可能かというテーマを検討してみたい。そのため、本節ではまず安全保障政策に関する日本の現状をコスタリカと比較しながら吟味し、論点を浮き彫りにしてみよう (図表3)。

日本国民の意識

前節では、コスタリカが再軍備をしなかつた最初の理由として、「軍隊はなくて当たり前」という価値観がコスタリカ国民の「文化」になっているとまで言われるほどの国民の意識を挙げた。これに対して、現在日本社会の主要な潮流は「自衛隊はあって当たり前」という空気、あるいはそもそも安全保障

「もうひとつの平和」は可能か？

図表3 安全保障に関するコスタリカと日本の比較

	コスタリカ	日本
国民の意識	軍隊はなくて当たり前 軍隊があるから戦争が起こる	自衛隊はあって当然 あるいはほとんど無関心
教育	民主主義を徹底的に教え込み 実践させるための教育	「良い」学校に合格するための 受験重視教育。あるいは就 職の資格のための教育。
インフォーマルな家庭内教育	連綿と行なわれている。これ が国民の意識を形づくってい る。	平和に関してはほとんど行な われていない。忙しすぎて余 裕なし。
軍隊を廃止したメリット	大いにあり。 教育、医療、社会保障が充実	廃止したことがないので、な し
地域集団安全保障体制の有無	米州相互援助条約 米州機構（OAS）	なし
外交政策	積極的非武装中立平和外交 中米平和実現	積極的対米追随外交 イラクへ自衛隊を派遣
政治的亡命者の保護	憲法に定められ、積極的に行 なう。これがコスタリカサ ポーターの増加につながる。	政治的亡命者はなるべく受け 入れない。当然日本サポー ターも増えない。
その他	国連平和大学誘致など、平和 をブランドに対外的知名度を 上げている。	「北朝鮮の脅威」に対抗する ためにも、自衛隊の増強が必 要との議論や改憲の主張がな されている。

にはほとんど関心がないというものであろう。

前者について言えば、戦後日本は東西冷戦の最前線において、1951年の日米安全保障条約締結が示すように完全にアメリカの側に立つことになった。したがって共産主義国、特に旧ソ連は大きな脅威であり、その脅威に対抗し、共産主義の「防波堤」になるべく、50年に7万5000人の隊員からなる警察予備隊が設立され、54年には自衛隊に改組された。同時に、一定の歯止めとして、54年に自衛隊の海外派兵禁止原則を国会で決議し、集团的自衛権不行使原則を当時の林修三内閣法制局長官が答弁している。その後、67年に佐藤栄作内閣は武器輸出禁止三原則を方針として掲げ、68年には非核三原則を表明した。武器輸出禁止三原則は76年の三木武夫内閣で政府統一見解としてまとめられた。

しかし、これらの「歯止め」も、日本の経済成長やアメリカのベトナム戦争敗退による極東防衛の日本への肩代わり政策などの影響で形骸化していき、1978年の日米防衛協力のガイドラインでは、日米安保条約の適用範囲が日本有事に限らず、極東有事の際にも適用されることになった。81年の日米共同声明では、千カイリシーレーン防衛、日米合同軍事演習、対米武器技術供与、有事来援研究などが約束された。その後、91年に旧ソ連が解体し、冷戦は終焉を迎えたものの、今度は尖閣諸島問題などの中国問題が取り上げられ、近年では特に北朝鮮の脅威が日々喧伝されている。このような地域情勢を背景に、96年の日米安保共同宣言では、日米安保条約をアジア地域の安定と地球規模の安全保障までに拡大適用することが確認された⁸⁴。

このような情勢下では、一般国民の間に「当然自衛隊は必要」という意識が芽生えてもまったく不思議ではない。さらに2001年の同時多発テロ事件以降は、「テロ」も含めたさまざまな「脅威」に対して、「備えあれば憂いなし」との小泉首相の号令の下、長らく制定が見送られてきた有事立法（武力攻撃事態における国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案）が2003年について制定された。同じく小泉首相ら自民党幹部の「北朝鮮の脅威から誰が日本を守るのか？」との掛け声の下、アメリカとの緊密な関係を保つことの重要性が強調され、その一環として、2003年12月10日に自衛隊がイラクに派遣されることが決定された。2003年12月26日にはついに自衛隊先遣隊がイラクに派遣されることとなり、その後次々と自衛隊本隊がイラクへ送られていった。しかも、2004年6月には、国会審議もなしに自衛隊は多国籍軍に編入されている。

もともとアメリカがイラクに武力侵攻した最大の（表向きの）理由は、イラクに大量破壊兵器が存在するからというものであったが、2005年1月13日にアメリカ政府自身が大量破壊兵器は発見できなかったという事実を公式に認め、

⁸⁴ 澤野、前掲書、118～120ページ。

調査は打ち切られた。しかし、2005年2月現在、自衛隊はイラクに派遣されたままになっている。

すなわち、現在アメリカは明白に国際法違反、国連憲章違反を犯しているにもかかわらず、小泉政権は対米追従の態度を変えず、憲法違反を堂々と行い、まるでアメリカの「属国」のような外交政策を続けている。これに対して国民の大多数はほとんど無関心で、表立って反対する人も少なく、公明党の助けを得ながらとはいえ、政権与党である自民党の勝利も続いている。さらには自衛隊海外派遣の現状に合わせて、改憲して憲法第9条、特に第2項を削除しようとする動きが出てきているが、それについても大多数の国民はあまり関心がなさそうである。このような国民の意識の下で、コスタリカのように軍備を放棄して、非武装中立外交を行えというのは限りなく不可能に近い。しかし、なぜ多くの国民はここまで自国の安全保障問題に関心が薄いのだろうか。

それは、まずコスタリカが再軍備をしない3つ目の理由として挙げた軍隊をなくしたことのメリットを国民が実感を持って感じていないことに関係しているであろう。日本の場合は長らく自衛隊の予算をGNPの1%以内に抑えるという政策をとっていたものの、日本の2003年の防衛費は4兆9540億円で、アメリカに次いで世界第2位である⁸⁵。つまり、終戦直後を除いて日本は軍備を完全に廃棄した経験がないので、論理的に軍隊を廃止したメリットというのはないし、当然ながら国民としても実感が無いであろう。

日本の教育のあり方

しかし、それ以上に実質的な影響を与えていると考えられるのが、コスタリカで再軍備をしない大きな要因になっている学校教育、家庭内教育のあり方である。これまで日本の教育は、広島、長崎の原爆のむごさ、沖縄戦の悲惨さな

⁸⁵ ストックホルム国際平和研究所 (SIPRI)、軍事費データベースより (http://first.sipri.org/non_first/result_milex.php?send)。

ど、第2次世界大戦の反省を踏まえての平和学習など一定の平和教育を行ってきた。そして、最近では社会や進路の多様化に伴って、単位制学校、総合高校、ホームスクールなど学校や教育の多様化が見られ、日本の教育をひと括りに語ることはむずかしくなっている。にもかかわらず、大多数の学校でより多くの時間とエネルギーを費やしてきたのは、「より良い」中学、「より良い」高校、「より良い」大学に入学し、「名の通った」企業に就職するための教育であったと言えるだろう。したがって、一部の例外を除いて、生徒がどれほど平和に関心があるか、環境や人権を尊重しているか、実際に民主主義を実践しているかということにはさほど関心が払われず、それよりも生徒がどれだけテストでいい成績を修め、偏差値を上げ、実際に「いい学校」に合格できるかということに、ほとんどの学校は関心を示し、エネルギーを割いてきたのである。

そのために、多くの学校は受験のための知識詰め込み型教育を推進する一方、生徒それぞれの個性に気づかせ、創造力を伸ばし、論理的に物事を考え、社会問題に対して堂々と意見を述べることができる教育、平和、人権、環境、ジェンダー、民主主義を徹底的に教え、それを実践できるようにする教育を行っている学校は管見の限りほとんどない。これでは、受験のための知識として、戦争やさまざまな地球規模問題を知っていたとしても、現実起こっている問題を鋭く感知し、分析し、自分の意見を導き出し、そこから公共善のために具体的に行動を起こすということにはつながらない⁸⁶。

さらに悪いことに、この「成功のレール」から「落ちこぼれた」若者たちは、不登校になったり、犯罪に走ったりするケースが多数見られる。たとえ学校を卒業できたとしても、卒業後正社員にはならず、あえてフリーターになる、あるいはフリーターにもなれず、働くこともできず、なにもしないニート (NEET:

⁸⁶ たとえ具体的な行動を起こすことにつながったとしても、日本の場合はそのための受け皿となりうる NGO や NPO では金銭的に生活が成り立たないため、企業に就職するというパターンも見られる。さらに、千葉大学大学院社会文化科学研究科博士後期課程の吉永明弘氏の「問題は『受験重視教育』というシステムそのものにあるのではなく、生徒や学生がどのような先生と出会ったかによって変わる。したがって、先生をいかに指導するかということがより重要になる」というコメントも傾聴に値する。

Not in Education, Employment and Training) と呼ばれる若者も増加している（現在フリーターは430万人、ニートは68万人といわれている⁸⁷⁾。また、たとえ正社員になったとしても、新卒の場合は3年以内に3割が会社を辞職している。もしこのトレンドが続き、拡大するようであれば、若者に平和のための積極的な行動を期待するのはむずかしいだろう。

そして、インフォーマルな家庭内教育について言えば、もちろん戦争体験の語り継ぎなどなんらかの家庭内教育は多少なりとも行なわれてきただろうが、次世代の価値観を変えるほど大きな影響を与えてはいない。その大きな理由に、あまりにも多くの国民が忙しすぎて余裕がないということが挙げられよう。子どもは受験勉強や習い事で忙しく、母親は家事と仕事の両立に追われ、父親は早朝から通勤ラッシュに揺られ、夜遅くまで仕事という具合に、そもそも家族の間で話をする時間がほとんどないというケースも珍しくない。さらに近年のリストラで失業、社員が減らされたために仕事量が増えて病気、最悪の場合は経済的、肉体的、精神的に追い込まれて過労死や自殺にまで至っている。現実に一人当たりGDPが世界第2位のこの国で毎年3万人以上自殺している状況が、残念ながら現在の日本社会をよく表している。そして若者たちはこのような日本社会に嫌気がさし、夢も希望も失って、正社員で働くよりもフリーターに、フリーターよりもニートに、という下降スパイラルに陥っているように見える。とにかく自分のことで精一杯、自分のことでさえ十分面倒を見ることができない状況で、日本の安全保障を考えよと声を張り上げたところで、それはむなしく響くだけだろう。

⁸⁷⁾ 詳細は、<http://www.sodateage.net/mainpage/NEET/Top.htm> を参照。ただし、「フリーター」や「ニート」という言葉の使い方について、千葉大学法経学部生の平進之助氏より、「いわゆる『ニート』と呼ばれる人たちはすでに以前から存在しており、特に最近になって表出してきたわけではない。この時期になって、つまりたとえば教育基本法改正が叫ばれるようになったこの時期に、敢えて言語化されるようになっていくという点に注意を向ける必要がある」というコメントをいただいたが、これも重要な点を指摘している。

地域安全保障体制ではなく日米安全保障体制

さらに、前節では米州相互援助条約、ならびに米州機構という地域集団安全保障体制の存在の重要性を指摘したが、アジアには東南アジア諸国連合(ASEAN)やアジア太平洋地域の安全保障を討議するASEAN地域フォーラム(ARF)のような地域機構や討議の場はあるものの、リオ条約やOASのような明確、かつ包括的な地域集団安全保障体制はない。その代わりに大きな存在として君臨しているのが、日米安全保障体制である。これは「はじめに」で述べたように「力は正義」による安全保障体制の典型であり、その体制に則って142ヶ所の米軍基地(面積比で米軍基地の75%が沖縄県に集中)に4万7000人の在日米軍が駐留し⁸⁸、10年以上にわたって毎年2000億円を超える思いやり予算を計上している⁸⁹。日米安保体制の下、日本は常に積極的アメリカ追随外交政策を展開してきたが、自衛隊をイラクに派遣し、駐留費として1日に1億円を費やしているのも、平和憲法よりもアメリカとの関係を重視している結果である。

最後に、日本には、政治的亡命者の避難場所になることを規定したコスタリカ憲法第31条のような法律は存在しない。むしろ海外からの難民、移民はもとより、特に政治的亡命者は可能な限り入国させないようにしている。したがって、一国の政治を動かすような亡命者を受け入れることで、彼らを日本のサポーターにし、日本サポーターの強固なネットワークを築き上げ、そのネットワークを使って、積極的な平和外交を展開するということは実施してこなかった。

その代わりに受け入れてきたのは、アメリカ軍であり、アメリカ軍基地である。そのおかげで、世界で唯一の超大国となったアメリカとは強固な友好関係が築かれることとなったが、その分他国との関係が希薄になったのも事実である。

以上の議論を整理すると**図表4**のようになるが、コスタリカと日本では政治

⁸⁸ 『追跡在日米軍ホームページ』

(<http://www.rimpeace.or.jp/jrp/sonota/zenkoku/tbznbg/tbznbg.html>)

⁸⁹ 「しんぶん赤旗」、2004年4月3日。

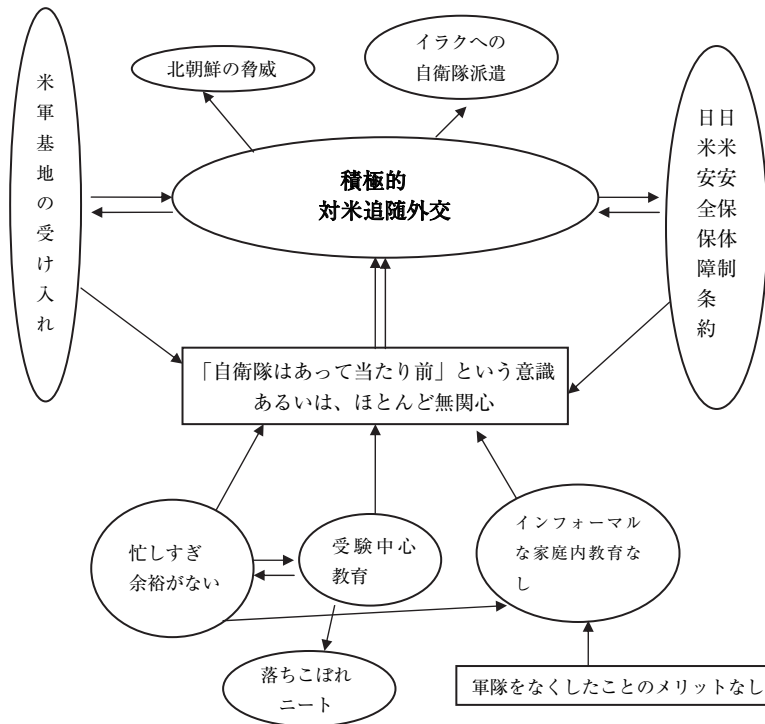
的にも、社会的にもあまりにも状況が異なり、コスタリカの経験を日本に応用することなど到底不可能に思える。さらに、コスタリカでインタビューを行った多くの識者は、別の角度からコスタリカの経験をそのまま日本に持つていくことはむずかしいのではないかと語っていた。たとえば、前出のルイス・ギジェルモ・ソリス氏は「コスタリカの外交は、いうなれば“Helpless”外交とも呼べるもので、小国が大国を扱うのにしばしば有益な方法になる。たとえて言うならば、小さな犬が大きな犬とけんかをした時に、無理に戦いを挑むと殺される可能性がある。だから、あえて相手に腹を見せて、つまり自分の弱点を思い切りさらけ出して、大きな犬の戦意を削ぐことで、その場をしのぐ。このやり方はコスタリカのような小国だからできることだ」と述べて、日本のような「大国」にコスタリカの手法が使えるかどうか疑問を呈していた⁹⁰。

このような状況下でコスタリカの経験を応用し、「力による平和」ではなく、「もうひとつの平和」を導き出し、それを日本に打ち立てることなど可能なのだろうか？ そのためには、何よりもまず日本国民の意識を変えることができるかどうか鍵になる。すなわち、現在の無関心状態を打破し、国民の多数が「将来的に自衛隊をなくしても大丈夫、なくした方が得だ」、「徐々に積極的対米追随外交から積極的非軍事平和外交に移行することが、日本にとっても、世界にとっても利益になる」という確信が持てるかどうか、そしてそのための具体的な裏付けを創出できるかどうかにかかっているだろう。

別の言葉で表現すれば、日米安保体制やアメリカに頼らなくても、かつ自衛隊を縮小しても、不利益を被ったり、ましてや他国から攻められることはないとの確信が持てることであり、さらにそれだけにとどまらず、平和なやり方で、世界平和に大きく貢献できる実感と誇りと喜びを日本国民が持てるかどうか問われているのである。このような「もうひとつの平和」への道のりは遠く、

⁹⁰ ルイス・ギジェルモ・ソリス氏(Funpadem顧問)とのインタビュー、2004年2月16日。

図表4 日本の現状



困難で、長い時間を要するだろう。それでもなお、次節では「もうひとつの平和」に向けての具体的な試案を述べてみたい。

6. 「もうひとつの平和」は可能か？

まず何よりも日本がコスタリカから学ぶべきことは、コスタリカの「現実主義的理想主義」と「理想主義的現実主義」を時宜によって使い分ける見事な外交政策である。「現実主義的理想主義」と「理想主義的現実主義」は共に公共哲学で用いられる用語であるが、前者が困難な現実をリアルに認識した上で、そこを出発点にして理想を作り上げていくアプローチであり、後者はまず

高い理想を掲げ、たとえ厳しい現実の中にあっても、あくまでも現実的にその理想の実現を追求する姿勢のことを指す⁹¹。国内的には、内戦終了直後のコスタリカが、国内の政治的・経済的安定の絶対的必要性という現実的要求から軍隊廃止という理想、理念を導き出し、国際的には紛争に明け暮れる中米で、アメリカの圧力を受けながらも自国の安全を確保しなければならないというリアルな現実の中から、「永世・積極的・非武装中立」宣言という理想が打ち出され、これらの政治的判断が結果として中米和平の実現につながった。これこそまさにコスタリカの「現実主義的理想主義」外交の勝利であったと呼べるだろう。

しかし同時に、コスタリカは一旦創り上げられた「軍備放棄」、「永世・積極的・非武装中立」宣言という理想を、今度は高く掲げ、国内外に堂々と訴えることで、国内においては政権の求心力を高め、国外においてはコスタリカ外交の力の源泉を形成した。これが「理想主義的現実主義」外交であり、その有効性はこれまでの議論から確認することができる。この「現実主義的理想主義」と「理想主義的現実主義」の外交を、その時々が必要によって巧みに使い分け、両者の対理の中からコスタリカのユニークな外交政策は展開されてきた。

このコスタリカの経験からまず日本が学ぶべきことは、その時々時代の要請にあわせて「現実主義的理想主義」と「理想主義的現実主義」を使い分ける外交政策、平和政策を展開することである。前節で説明した現在の日本の置かれた厳しい現実を変え、「もうひとつの平和」を実現するためには、まずその現実を現実としてリアルに認識し、そこから出発していく「現実主義的理想主義」のアプローチが有効である。その意味で、小林正弥が提唱している「墨守非攻論」、あるいは「墨守中立主義」は、現在の日本から「もうひとつの平和」への道を切り開く最初の出発点として有効なアプローチとなりうる。小林は、冷戦の終焉によって米ソの全面的核戦争の危機が去ったことで、逆説的に

⁹¹ 「現実主義的理想主義」、「理想主義的現実主義」については、山脇直司『公共哲学とは何か』（筑摩書房、2004年）、222～226ページを参照。

一定の目的のためには戦争の遂行が可能なものとなってしまったとの認識の上で、「今日では、国際情勢や世論が大きく変わり、非武装主義に固執すると改憲による平和主義廃棄の危険が高まるという事態が生じている」、「今日の状況で非武装平和主義を堅持することは、時代の変化の中で平和憲法自体の国民に対する説得力を減殺して憲法自体が改定され平和主義の終止符が打たれる危機を招くと思わざるを得ない」と主張している⁹²。この隘路を打破し、平和主義、憲法9条を堅持するためにも、自衛隊の保持を認めつつも、海外へ派遣することは絶対に認めない「墨守非攻論」の有効性を論じている。

しかし、日本が「もうひとつの平和」を創造するためには、国際環境、地域情勢の変化をよく勘案しながら、「墨守非攻論」からコストリカ外交のもうひとつの側面である「理想主義的現実主義」へ転換し、それを全面的に展開する必要がある。つまり、日本として独自の理想や理念を高く掲げ、たとえ厳しい現実の中にあっても、その具現化に向けて全力を尽くす外交である。その際、日本の理想、理念の柱になるのが憲法、特に憲法第9条である。

憲法（特に第9条）を現在の「力は正義」の現実に合わせて変えていく「改憲」（「現実主義的現実主義」）でも、何が何でも憲法を護るだけの受身的な「護憲」の姿勢（「理想主義的理想主義」）でもなく、憲法を積極的に活かして理想を現実にしていく「活憲」（「理想主義的現実主義」）を基本姿勢にし⁹³、具体的なアクションとして「積極的非軍事国際貢献外交」を行うことこそが日本が掲げるべき理想、理念であろう。そして、それを具体化させるためには、活憲と積極的非軍事国際貢献外交構想をベースに、「もうひとつの平和」の実現に向けての知恵やアイデアを結集させ、従来の「力による平和」ではなく、「もうひとつ」別の方法で平和を実現するために、何をいつまでにどうしたらよいかを具体的に示す、効果的、かつ現実的な「ピース・マニフェスト（平和大

⁹² 小林正弥「平和憲法の非戦解釈～非戦憲法としての世界史的意義～」『ジュリスト』、No. 1260、2004年1月、119～130ページ。

⁹³ 伊藤千尋も前掲論文で、「活憲」という言葉を使っている。

綱)」を策定することが何よりも求められる。

「平和省・国際平和協力庁」設立構想

マニフェストの一つのアイデアとして、平和省、あるいは国際平和協力庁の創設が挙げられる。この平和省構想は、たとえば、2004年アメリカ大統領選における民主党内候補者の一人であったデニス・クシニッチ上院議員や帝京大学の伊藤隆二教授などが提案している。クシニッチは2003年4月9日に平和省に関する声明を発表し、「平和省は、国内においては家庭内暴力、児童虐待、高齢者冷遇などの問題に取り組む政策をうち立てるだろう。また国際的には、外交政策を分析し、人権擁護や軍事的あるいは非軍事的国際紛争の予防と拡大防止をはじめとした、国家安全保障に関するさまざまな問題について大統領に勧告するだろう」と発表し、アメリカ下院で共同提案者として47名を獲得している⁹⁴。

これに対して、伊藤は平和省について、「私はわが国政府が『平和省』を設置し、恒久世界平和の実現のために総力をあげて寄与することを提案したいのです。その『平和省』は、例えば次のような部局から構成されます」と述べ、具体的には「平和研究局」、「軍縮促進局」、「平和維持局」、「平和留学生援護局」、「平和教育局」の設置を掲げ、「わが国政府は、世界の諸国に対して、それぞれの国の政府にも『平和省』の設置を呼び掛け、やがて各国の『平和省』が連繋し合い、世界的規模での平和の創造に尽くすことを訴える役割を果たすべきです。同時に、各国の一般市民間の『平和交流』を盛んにする必要もありません」と提案している⁹⁵。

これらの構想を参考にしながら、筆者が提案したい平和省、あるいは国際平

⁹⁴ クシニッチ、デニス、きくちゆみ（きくちゆみ、森田玄監訳）『デニス・クシニッチ～アメリカに平和の大統領を～』（ナチュラル・スピリット、2003年）、176ページ。

⁹⁵ 伊藤隆二『「平和省」をつくろう～「力の論理」から「愛の論理」へ～』『学会会報』、No. 833、2001年10月、58～59ページ。

和協力庁構想の第1のポイントは、小泉首相が常々口にする「汗を流し、目に見える国際貢献」である。たとえば、世界各国から人を集めて、現在地球社会にとって必要な人材を次々と養成して、実際に世界中で活躍してもらうことである。国際紛争を仲裁、解決できる国際紛争問題の専門家、災害時に効果的に援助できる緊急援助の専門家、森林破壊や砂漠化に苦しんでいる地域に出向いて緑を回復できる植林の専門家、憲法第9条を海外各国の憲法に組み込むことができる法律の専門家、選挙監視の専門家、軍縮の専門家、貧困撲滅の専門家、平和教育の専門家、世界に1億個埋め込まれているといわれている地雷を撤去できる地雷撤去の専門家、国境なき医師団のように世界を飛び回る医師など、さまざまな人材を養成するのである。彼らは、日本による目に見える形での国際貢献の柱になるばかりではなく、潜在的に日本のサポーターにもなり、彼らのネットワークが結果として日本の安全保障を高めるだろう。

この構想の第2の柱は、自衛隊の積極的な平和的活用を通じて、自衛隊の漸進的な組織改革をめざすことである。つまり、平和省構想と自衛隊を直結させ、国際環境、地域情勢を勘案しながら徐々にその性格を変えていくように政策誘導し、最終的には国家警備隊、緊急災害援助隊、植林部隊、国際地雷撤去隊、国際選挙監視隊、国際医師派遣隊などに改組し、国家警備隊は警察庁に統合させる。

国家警備隊は現在のコスタリカのように軽火器のみで国境線や原子力発電所など重要施設をパトロールし、外敵から国民を護る役割を果たし、緊急災害援助隊は国内外を問わず、津波、地震、大規模火災、その他事故などがあつたときに、一番に現地に飛び効果的な救助、援助をし、植林部隊は国内では間伐など国有林の定期的な手入れを担い、国際的には森林破壊や砂漠化が進んだ地域で適切な植林活動を行なうことで、国内外の緑を回復させる。国際地雷撤去隊は世界中の地雷を撤去し、国際選挙監視隊は公正で透明な選挙が行なわれるのを確実にするために要請に応じて選挙を監視し、国際医師派遣隊は日本版国境なき医師団の役割を果たす。このようにして、徐々に自衛隊を平和省、国際平

和協力庁の実行部隊に改組、改編することで、軍備の縮小化を図りながら、同時に目に見える形で国際社会に貢献する日本の姿を世界に見せることが可能になるだろう。

平和省、国際平和協力庁構想の第3の特徴は、NGO・NPOとの密接な連携、パートナーシップである。すなわち、この構想の母体となりうるものは、内閣府国際平和協力本部事務局、外務省総合政策局国際平和協力室、環境省地球環境局環境協力室など現在各省庁に分散して存在している関連部局、ならびに国際協力機構（JICA）、将来的には防衛医科大学や改編された自衛隊などであるが、同時に官の力だけでは機敏で柔軟、かつきめ細かな対応、多様なアイデア、行動力、専門性が不足する。それを補い、平和省を実効力を持つ機関にしていくためには、NGO・NPOとの協力・連携は不可欠である⁹⁶。むしろ、逆にNGO・NPOを主力として、官をそのまわりに構成する方法も構想されるべきであろう。

平和省、国際平和協力庁設立構想は夢物語のように見えるかもしれないが、2004年12月に起こったスマトラ島沖地震とインド洋大津波の後、日本で開かれた国連防災世界会議の場で、日本政府は神戸市に「国際防災復興協力センター」を設置することを提案した。このセンターは、国連と協力しながら、復興の過程で得た教訓・成功事例集や復興の専門家リストを作成し、復興にかかわる人材養成・訓練プログラムなどを行なうことを計画している⁹⁷。このセンターはあくまでも防災と復興に焦点を絞っているが、これを将来的に発展させて、平和省、国際平和協力庁の礎にすることも一つの可能性であろう。

もしこのような構想が実現し、誰の目にも明らかに日本の国際貢献が見え、少しずつでも日本の手で平和や地球的公共善が実現していると日本国民が実感できたとしたら、現在は安全保障や平和に無関心な大多数の国民も少しずつ関

⁹⁶ 平和や紛争解決分野でのNGO・NPOの具体的な活動については、目加田説子『地球市民社会の最前線～NGO・NPOへの招待～』（岩波書店、2004年）を参照。

⁹⁷ 「日本経済新聞」、2005年1月14日。

心を持ち始め、日本を誇りに思うようになるだろう。そして世界で活躍する大人たちを見て、子どもたちも勇気づけられ、そのような大人になることをめざして受験とは違う動機で勉強をする気持ちが芽生え、夢と希望を持って生きることができるだろう。会社に縛られ、リストラに苦しむ大人たちも、今後の進路に迷っている若者たちも、平和省や国際平和協力庁の発展やそれと並行して行なわれるさまざまな NGO、NPO の活躍を見て、これまでとは違う進路や選択肢、価値観、さらには生きる力が沸いてくるだろう。

「東アジア平和共同体」の確立

平和省、国際平和協力庁構想の次に提案したいことは、「東アジア平和共同体」の確立、ならびにその実現に向けて、官民ともに最大限に努力することである。繰り返し述べてきたように、コスタリカ国民が安心して軍備を放棄したままでいられる理由の一つは、米州相互援助条約、米州機構という地域集団安全保障体制が確立され、実際に効果的に機能してきたからである。

東アジア地域には、1967年にインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの5カ国が設立した東南アジア諸国連合（ASEAN）があり、87年にブルネイ、95年にベトナム、97年にラオスとミャンマー、99年にカンボジアが加盟し、東南アジアのほぼ全域をカバーする地域統合体に発展してきている。92年には ASEAN が母体となって、ASEAN 自由貿易地域（AFTA）が発足し、94年以降、アジア太平洋地域の安全保障を討議する ASEAN 地域フォーラム（ARF）が開催されている。97年には ARF に日本、中国、韓国の首脳を招いて非公式首脳会議を開催し、これを契機に毎年「ASEAN + 3」という非公式会合が開かれ、制度化されることとなった⁹⁸。

しかし、ARF はあくまでも討論の場であって、地域集団安全保障体制とは言えず、ASEAN + 3 にしても、現状では ASEAN + 日本、ASEAN + 中国、

⁹⁸ 谷口誠『東アジア共同体～経済統合のゆくえと日本～』（岩波書店、2004年）、8、13～14ページ。

ASEAN + 韓国という具合に、別々の3本柱に沿って議論が進んでいる⁹⁹。特に「政冷経熱（経済関係は進んでいるのに、政治関係は冷めている）」と言われるように日中間の溝は深く、靖国神社参拝問題など過去の歴史認識問題や尖閣諸島問題などを抱え、溝を埋めることは用意ではない。その他にも、東アジア地域は中国・台湾問題、南北朝鮮問題、北朝鮮の拉致問題や核開発問題など、非常に複雑でむずかしい問題を抱えており、だからこそ日本では日米安保体制の重要性や自衛隊の戦力増強が声高に叫ばれる一因になっている。このように、東アジア地域では、ASEANを中心に地域共同体に向けての動きは進展しているものの、地域共同体までの道のりはまだ遠い。特に現在の日本にとっては、中国との問題に加えて、いわゆる「北朝鮮の脅威」をどう解消するかが、この東アジアで地域平和共同体を創造し、力によらない「もうひとつの平和」を実現できるかどうかの試金石になるだろう。

そこで、ここでは「北朝鮮の脅威」について少し詳細に検討することにする。この問題について歴史的な詳細を見ると、実は「脅威」は「北朝鮮にとっての」「アメリカの」脅威であることがわかる。すなわち、1953年7月の朝鮮戦争終了後に締結された休戦協定の第13条で核兵器の導入を禁止されたにもかかわらず、アメリカは57年に韓国に核兵器を密かに持ち込むと同時に、第13条の一方的な破棄を北朝鮮に通告し、核先制攻撃を宣言している。さらに、75年からのヨーロッパにおけるデタント以降、アメリカはヨーロッパでのすべての大規模な軍事演習を朝鮮半島に移し、その後30年にわたり北朝鮮に対する「チーム・スピリット演習」を全世界で唯一の大規模な核攻撃の訓練として17回繰り返してきた。経済的にも、アメリカは過去50年間、ココム（対共産圏輸出統制委員会）とチンコム（対中国輸出統制委員会）を通じて北朝鮮に対する経済、外交、貿易、商業すべてにおいて完全な包囲政策をとってきている¹⁰⁰。朝鮮

⁹⁹ 谷口、前掲書、40ページ。

¹⁰⁰ 李泳禧「朝鮮問題は『米国問題』」、伊藤成彦編『東アジアの平和のために国境を越えたネットワークを～沖縄での市民協議の試み～』（岩波書店、2004年）、37～38ページ。

問題専門家であるマコーマックは、その意味で、北朝鮮は戦後50年以上、アメリカの核の脅威に直面してきた唯一の国であると述べている¹⁰¹。

しかし、その後1980年代に北朝鮮が電力不足解消のために旧ソ連から黒鉛減速炉型原子炉を輸入して原子力発電の準備を開始したところ、アメリカがその作業を核兵器製造準備と疑ったことを契機に、94年6月にカーター元米大統領が訪朝して故金日成主席と会談することとなった。その結果、「疑惑」のソ連型原子炉を廃止して、アメリカ製の軽水炉発電施設に変更することで合意し、同年10月に「米朝枠組み合意」が調印された。その合意は外交関係の正常化までを視野に入れており、緊張緩和の糸口が形成されることとなった。

その流れの上に、2000年6月に金大中大統領（当時）が訪朝して、金正日国防委員長と初の南北首脳会談を行い南北共同宣言を発すると、クリントン政権は同年10月に北朝鮮の趙明禄特使をワシントンに迎え、「どちらの政府も他方に対して敵対的な意思を持たないことを宣言する」米朝共同コミュニケを発表し、翌11月にはオルブライト国務長官（当時）が訪朝して米朝関係の正常化を約束したのである。このように、「北朝鮮の脅威」はアメリカによってつくられたものであると同時に、1994年以降はその緊張関係も緩和の方向に向かっていたのである。

これを反故にしたのが2001年に登場したブッシュ政権である。彼は2002年1月の年頭教書で北朝鮮を「悪の枢軸」と呼び、同年6月と9月には北朝鮮を「核兵器による先制攻撃」で威嚇している。2002年9月の小泉首相の初の訪朝で日朝共同宣言が宣言されてまもなく、翌月ケリー国務次官補が訪朝して北朝鮮に「ウラン濃縮核疑惑」を一方向的に表明し、帰国後北朝鮮が濃縮ウランで核兵器をつくっていることを理由にして、「枠組み合意」で約束した重油の供給を停止し、この合意を事実上反故にした¹⁰²。

¹⁰¹ ギャバン・マコーマック「真の核問題とアメリカの矛盾」、伊藤編、前掲論文、47ページ。

¹⁰² 伊藤成彦「おわりに～六者協議について～」、伊藤編、前掲書、59～61ページ。

これらの経過から言えることは、北朝鮮問題は米朝の2国間関係を通じての解決には任せられないということである。なぜなら、アメリカの外交政策の底辺に流れる通奏低音は、あくまでもアメリカ一国による政治的、軍事的、経済的影響力の維持と拡大であると考えられるからである。東アジアにおいても、イラク戦争の影響もあって削減すると言いながらも、10万人近い在韓・在日米軍や第七艦隊を東北アジアに展開し、この地域で影響力を保持し続けたいと考えているように思われる。その意味で、「米国は北朝鮮問題を解決したいと言いながら、本当は解決したくない」というマコーマックの分析は本質を突いていると思われる¹⁰³。たとえそうでないとしても、アメリカの外交政策は誰が政権に就くかによって大きく左右され、一貫性が弱いことを考えると、別の方法で北朝鮮問題を解決し、東アジアに平和をもたらす必要があるだろう。

そこで、この北朝鮮問題を解決するためにも、前述の東アジア共同体的な構想、ならびに実体が必要となる。つまり、この問題はなんらかの東アジア地域安全保障体制の確立、あるいはさらに進んで「東アジア平和共同体」創設の中で解消されていくべき問題であると考えられる。現在、韓国、北朝鮮、中国、日本、アメリカ、ロシア政府間で6ヶ国協議がなされているが、前述の平和省・国際平和協力省構想の観点も含めていけば、これを国益という限界をもつ政府や経済的利益を優先する経済界のエリートだけに任せるのではなく、NGO、NPO、市民社会の立場から推進していくことが決定的に重要になる。

東アジアにおける地域安全保障体制や共同体の確立など、これもまたまったくの夢物語のように思われるが、1997年以來開かれていた ASEAN + 3 首脳会議では、経済問題のみならず、広く政治、安全保障の問題までも協議されるようになってきており、日本も2002年1月に「東アジア・コミュニティ」構想を打ち出し、日本と ASEAN との協力を中核とする ASEAN + 3 の枠組みにオーストラリア、ニュージーランドを加え、これらの国々がコア・メン

¹⁰³ マコーマック、前掲論文、49ページ。

バーとなって、東アジアを「共に歩み、共に進むコミュニティ」にすることを提案している。同年11月には、日本・ASEAN首脳会談において、「日本・ASEAN包括的経済連携構想」を具体的政策として提案し、各国首脳は共同宣言に署名した。さらに、2003年12月に東京で開催された日本・ASEAN特別首脳会議で、日本とASEANの新世纪におけるダイナミックで永続的なパートナーシップを謳った「日本・ASEAN東京宣言」と、これを実現するための100を超える具体的措置をまとめた「日本・ASEAN行動計画」が採択された。ここでは、「東アジア・コミュニティ」の創設に向け、日本とASEANが中核になって協力することが強調され、日本がASEAN重視政策を前面に出し、多くの分野においてASEANへの協力をコミットした。その一つに、日本はASEANに対し、人材育成のため今後3年間に、15億ドルを超える協力をする用意があり、4万人規模の人的交流を見込んでいることを発表している¹⁰⁴。

ASEAN自体も、2003年10月にバリでのASEAN首脳会議において、インドネシアのイニシアティブにより、ASEAN安全保障共同体、ASEAN経済共同体、ASEAN社会・文化共同体という3つの共同体の設立をめざす宣言を採択している。それに加えて、1997年以来行なわれてきたASEAN+3を、2004年7月の中国の提案によって「東アジア・サミット」として定例化することが議論され、「サミット」の主題も、東アジアの地域統合問題に集約されていくだろうと、谷口は予測している¹⁰⁵。

さまざまな複雑な問題を抱える多様な東アジアにおいて、「東アジア平和共同体」の創設と、それによる北朝鮮問題を含めた諸々の地域安全保障問題の解消、その結果としての日本国民の安心感の向上というシナリオは、そう容易いものではないだろう。しかし、地域内経済的相互依存の進展、「東アジア・サミット」を始めとする地域統合へ向けてのさまざまな制度化への努力、さらにここ

¹⁰⁴ 谷口、前掲書、35～38ページ。

¹⁰⁵ 谷口、前掲書、212～213ページ。

に草の根レベルでの国境を越えた交流とネットワーキングが入り込み、それらが相乗効果を発揮すれば、「東アジア平和共同体」の創設が現実のものとなる日はそう遠いことではないと期待したい。

日本の自立に向けて

この東アジア地域の安全保障体制、あるいは地域共同体の確立と並行して、3番目に提案したいことは、これと一見矛盾するように見えるかもしれないが、日本の食糧、エネルギーの自給自足に向けての努力である。2002年の日本の食糧自給率は穀物換算で28%、エネルギー自給率は2000年で4%である¹⁰⁶。この自給率の低さは日本だけの問題ではない。なぜなら日本は自給できない食糧を海外、特に途上国から大量に輸入することで¹⁰⁷、途上国において飢餓・貧困を引き起こし、エネルギーや資源を海外から大量に輸入することで、甚大な環境破壊を引き起こしているからである。

日本は世界の食糧輸入国で、世界の農産物輸入額の10.9%を占めているが、それが意味していることは、現地で作物を大量に生産させて、水と土地の栄養を略奪しているということであり、その水の量は年間438.6億トン立方メートル、すなわち日本人の生活用水使用量換算で年間3.7億人分の水に相当する¹⁰⁸。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が、地球温暖化の影響で2025年に50億人が水不足に直面すること¹⁰⁹、国連が2050年に最悪の場合70億人が水不足に陥ることを警告していることを鑑みると、日本の大量食糧輸入によ

¹⁰⁶ 食糧自給率については、農林水産省『我が国の食料自給率～平成14年度食料自給率レポート～』、2003年、8ページ、エネルギー自給率については、経済産業省『エネルギー白書2004年度版』（<http://www.enecho.meti.go.jp/hokoku/html/16021130.html>）、2004年。経産省は原子力を含めると、日本のエネルギー自給率は20%になるとしているが、原子力は結局ウランなど海外からの輸入資源に依存していることから、「自給」とみなすことには無理がある。

¹⁰⁷ 日本の穀物輸入における途上国の割合は、1999年から2001年の統計で73%を占めている。農林水産省、前掲報告書、13ページ。

¹⁰⁸ 「日本経済新聞」、2003年2月26日。

¹⁰⁹ 「日本経済新聞」、2001年2月20日。

る負の影響は計り知れない¹¹⁰。さらに、途上国では往々にして一番肥沃な土地が先進国の消費者のための換金作物栽培（たとえば、コーヒー、紅茶、油やし、たばこ、バナナなど）のための土地に転換され、現地の主食栽培の自給率を低下させている。換金作物を栽培することによって、現地の人たちも潤っているという議論も可能かもしれないが、現実にはこれらの一次産品は価格が不安定で、特に多くの人々が換金作物栽培に従事することで供給が過剰になり、価格は下落し、飢餓・貧困に陥るといって「換金作物の罠」が待ち受けている¹¹¹。

同様に、日本は自国で供給できないエネルギーや資源を調達するために、世界各国で石油開発、鉱山開発、銅山開発などの資源開発を大々的に行い、環境を破壊している。たとえば、指輪の原料である金を採取するためには、森林を破壊し、表土を剥ぎ、岩盤を爆破しながら地中に眠るわずかな鉱石を採取する。そして、一つの小さな金の指輪をつくるために、結果として3トンから10トンもの土砂が削り取られる。このようにして、金1トン取り出すために、136万トンが廃棄物になる。日本全体では、年間6.7億トンの資源を海外から輸入しているので、その環境に与える負荷の大きさは推して知るべしである¹¹²。

しかも、日本が海外から大量のエネルギー、資源を輸入する行為は紛争の要因ともなる。今日の紛争はイデオロギーよりも資源の支配や略奪をめぐるものに移行しており、鉱物や木材をはじめとする経済価値のある産品に富む土地を占領し、市場への流通の拠点を支配することにますます重点が移ってきている¹¹³。実際に、2000年に世界中で起こった49の武力紛争の4分の1は、資源

¹¹⁰ 「日本経済新聞」、2003年3月5日。

¹¹¹ オックスファム・インターナショナル（村田武監訳、日本フェアトレード委員会訳）『コーヒー危機～作られる貧困～』（筑波書房、2003年）、どこからどこへ研究会『地球買い物白書』（コモンズ、2003年）、上村雄彦『食糧問題と地球温暖化』（ネットワーク『地球村』、1997年）。

¹¹² 谷口正次『資源採掘から環境問題を考える～資源生産性の高い経済社会に向けて～』（国連大学ゼロエミッションフォーラム ブックレット、海象社、2001年）、17～27ページ。

¹¹³ マイケル・レナー「途上国の長期化する資源紛争の構造」『地球白書2002～2003』（家の光協会、2002年）、258ページ。

採取と深くかかわっている。たとえば、コロンビア、ナイジェリア、インドネシアなどは石油が、パプアニューギニアやエクアドルは銅が、カンボジアはサファイア、ルビー、木材が、アンゴラやシエラレオネではダイヤモンドが、コンゴ民主共和国ではタンタル鉱石が紛争の大きな要因になっている。この点について、シエラレオネのカマラ国連大使は2000年7月に「〔シエラレオネの〕紛争はイデオロギーに基づくものでも、部族的なものでも、地域間対立によるものでもない私たちはこれまでずっと主張してきた。紛争の原因は1から10まですべてダイヤモンドなのだ」と語っている¹¹⁴。

石油、銅、木材はもちろんのこと、ダイヤモンドなどの貴金属も裕福な先進国の消費者によって大量に購入されている。タンタルは超小型コンデンサーの製造に欠かせない物質で、携帯電話、ノートパソコンなどの電子機器で使用されているが、それらを主に使っているのも先進国の消費者である。しかし、紛争地域の資源を大量に購入すれば、紛争をしている当事者に収入が入り、それが武器に変わる。つまり、日本人が何も知らずに紛争地域の資源を大量に使い、捨てる行為自体が紛争に油を注いでいるのである¹¹⁵。

しかし、日本の食糧、エネルギーの自給率の低さが問題なのはこれだけではない。近い将来日本が食糧危機、エネルギー危機に陥る可能性がある。現在63億人である人口が2050年には89億人なることが予測されている¹¹⁶。これまでは、農地の拡大と農業の近代化などによる生産性の向上で急増する人口を養ってきたが、農地の拡大はすでにほぼ限界点に達し、農業の近代化による生産性の向上もついに頭打ちになった。その結果、急増する人口に食糧生産が追いつかず、2030年には世界全体で5億2600万トン、つまり約15億人分の食

¹¹⁴ レナー、前掲論文、267ページ。

¹¹⁵ 上村雄彦「地球規模問題の解決をめざして～『もう一つの』ガヴァナンスとNGOネットワーク～」、吉川元編著『国際関係論を超えて～トランスナショナル関係論の新次元～』（山川出版社、2003年）、185～186ページ。

¹¹⁶ United Nations Population Fund (UNFPA), *State of World Population 2004*, <http://www.unfpa.org/swp/2004/english/ch1/page7.htm#1>

糧が不足することが予測されている¹¹⁷。そこに、先に見た温暖化や水不足の影響などを考えると、このままでは食糧危機は避けられない状況に近づいていると言わざるをえない¹¹⁸。その時、食糧自給率28%の日本がどうなるかは想像に難くないだろう。

石油を始めとする化石燃料も有限であり、特に石油はあと40年ほどで枯渇すると言われている。実際、経済産業省・資源エネルギー庁と財団法人エネルギー総合工学研究所が共同で設置した「超長期エネルギー技術研究会」がまとめた「超長期エネルギー計画」の骨格では、「産業」「家庭用などの民生」「運輸」「電力」の4分野のうち、2050年には運輸以外で石油の消費がほぼなくなる社会を想定している¹¹⁹。その時、エネルギー自給率4%の日本の未来は明るいものであるはずがない。

すなわち、ここで強調したいことは、前述のように日本は積極的非軍事国際貢献外交政策を大きく推進すべきだが、その前に途上国の貧困や環境破壊、紛争問題の原因になっている食糧、エネルギーの海外からの大量輸入、極端に低い自給率を何とかするべきであり、今後の食糧需給、エネルギー需給トレンドの観点からも、これらの自給率を上げなければ、国際貢献どころか日本自体が援助を受ける側になる可能性、あるいは国自体が成り立たなく可能性さえあるということである。

さらに、それがなければ生存できない食糧とエネルギーのほとんどを海外に頼むということは、外交についても本当の意味で自立できないということになる。たとえば、日本が独自の外交政策を展開しようとした時に、もし不幸なことにアメリカの理解が得られず、それをさせまいとアメリカがホルムズ海峡に空母を出動させ、石油を満載したタンカーを停止させる、あるいは大量の食糧

¹¹⁷ レスター・ブラウン、ハル・ケイン『飢餓の世紀』(ダイヤモンド社、1995年)、184ページ。

¹¹⁸ 上村、前掲論文、2003年、182ページ。

¹¹⁹ 「読売新聞」、2004年1月22日。

を積んだ船が日本に入港しないように妨害をするようなことがあれば、日本は干上がるほかない。本当の意味で自立した外交政策を行なうためには、可能な限り食料とエネルギーに関しては自給自足に近づけることをめざすべきなのである。今後世界的な食糧不足や資源の枯渇が予測されるならば、なおさら自給自足の方向性は現実性を持って求められるだろう¹²⁰。

以上の議論を整理すると**図表5**のようになるが、その他にも、このような全体像と今後の世界のトレンドをよく理解してあるべき外交を進めることのできる政治家の選出、養成、そのための地球市民教育、開発教育、多文化共生教育、平和教育、公共民教育の実践を中心とする教育改革、東アジア不戦・非核地帯構想や「オープン・ソサエティ」構想¹²¹、無防備地域宣言など、ピース・マニフェストになりうるアイデアは数多ある。これらのアイデアを広く集め、深く討議していく中で、確固たるものを確立し、それを日本国民に堂々と示すことが、日本における「もうひとつの平和」の出発点になるであろう。

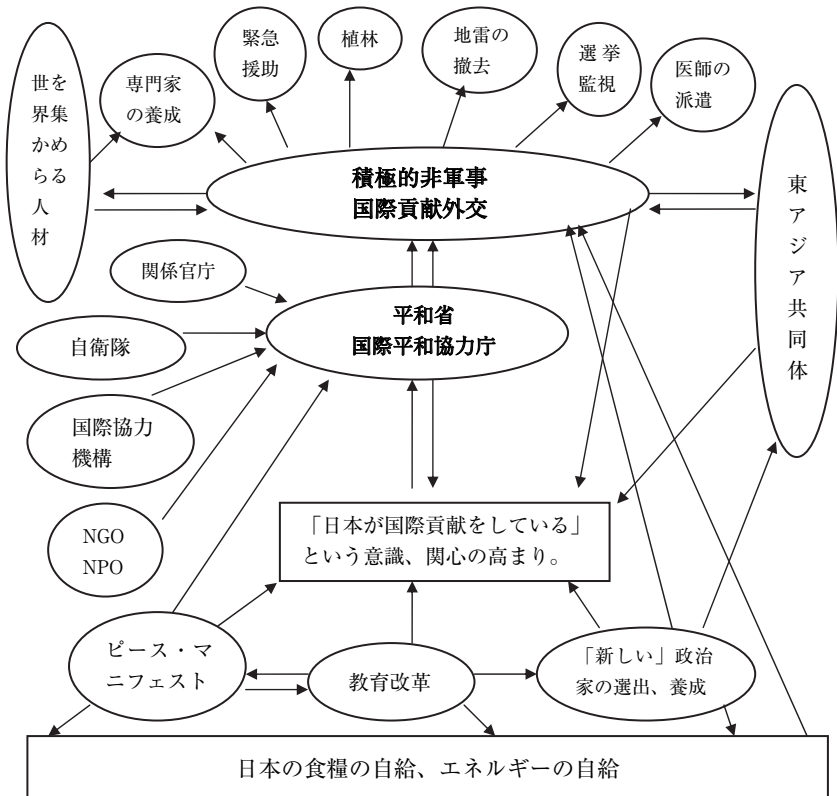
7. 「ピース・マニフェスト」の実施に向けて ——日本における「もうひとつの平和」への動き

これまで「もうひとつの平和」創造のための「ピース・マニフェスト」の試論として、「平和省・国際平和協力庁」の設立、「東アジア平和共同体」の創設、日本の自立（食糧・エネルギーの自給自足をめざすこと）の確立などを提案してきたが、言うまでもなくこれらの試案は、「言うは易し、行は難し」の類のものである。そこで本節では、これらの実現に向けて実際に何らかの動きは

¹²⁰ 「日本の自立」というと、「日本も独立国として自前の軍事力を持った『普通の国』になるべきだ」といういわゆる「右翼的な」発想に聞こえるかもしれないが、本論はそのような主張をする意図はまったくない。その意味で、ここでいう「自立」は「可能な限り食糧とエネルギーを自給自足すること」と言い換えたほうが良いのかもしれない。ただし、この「自立」という言葉をあえて使うことで、「右派」も含めた幅広い人々との議論を喚起できるかもしれないという点では、それなりの意味があるように思われる。

¹²¹ 姜汝奎「国家の安保よりも人民の安保を」、伊藤編、前掲書、12ページ。

図表5 日本による「もうひとつの平和」の構想



あるのかどうかを吟味し、「ピース・マニフェスト」の実現可能性はあるのかどうかの検討を行いたい。

「平和省・国際平和協力庁」の実現に向けて

まず、平和省、国際平和協力庁設立構想であるが、クシニッチや伊藤以外に、「10・7 ピース・ルネッサンス」がその創設を一つの目標として掲げている。ピース・ルネッサンスは2003年8月に結成された平和のためのネットワーク

クで、平和の実現というヴィジョンに向かって、所属、組織、団体を超えて多様な人たち、団体がつながり、それぞれが平和を実現する主役になって一番得手とするところをやっていく場であり、運動である。特に、反対運動を超えて、具体的な提案、たとえばアメリカがアフガニスタンを先制攻撃した10月7日を世界ピースデイに設定し、平和の共通ルールを次々と作っていく、日本に平和省を創り、平和憲法を世界へ広めていく、平和や環境の活動を仕事として成り立たせるピース創出産業を育てていく、ピースをアートで表現していくという提案をしている¹²²。

その他にも、グローバルピースキャンペーンという平和ネットワークもクシニッチをサポートし、平和省構想について将来「平和省を創る会（仮称）」を立ち上げる意向を示しているが¹²³、どちらもまだ深いレベルでの議論を開始していない。アジアプレス・インターナショナル代表の野中章弘氏や自然農に取り組む岸元春氏、平和の明日をつくる家族の会テリー・ケイ・ロックフェラー氏など、多様な市民がこの構想を提唱しており、今後関心のあるNGO・NPO、市民、研究者などによる活発な討議、研究が期待される。

このように市民社会レベルでは、まだ初歩的な段階に過ぎないが、政府レベルでは、少なくとも人材育成の点ではもう少し進んでいる。たとえば、国際平和協力分野における人的貢献を強化するため、内閣府国際平和協力本部事務局、外務省、文部科学省、独立行政法人国際協力機構（JICA）は、2003年に「国際平和協力分野における人材育成検討会」を開催している。この検討会では、有識者、現場経験者等からなるアドバイザリーグループの助言も得つつ、日本として国際平和協力に携わる人材をいかに効果的に確保、養成、活用すべきかについて、内閣官房も参加して議論を行い、現行法制上ただちにとれる行動に

¹²² 上村雄彦「グローバル化時代におけるメタ・ネットワークの実際と可能性」、山脇直司、丸山真人、柴田寿子編著『グローバル化の行方』（ライブラリ相関社会科学10、新世社、2004年）、110ページ。詳細は10・7ピース・ルネッサンスのホームページ、<http://www.peace-rennaissance.org/>を参照。

¹²³ クシニッチ、デニス、きくちゆみ、前掲書、175ページ。

ついて、「行動計画」を策定している。

この「行動計画」では、まず人材が求められる分野として、平和維持活動、難民・国内避難民支援、人命救助、食料援助、医療・教育支援、対人地雷除去・犠牲者支援、武装解除・動員解除、元兵士の社会復帰支援（いわゆる DDR）、基礎インフラ整備、経済・社会基盤の整備、選挙支援、人権擁護、ジェンダーの平等、民主化支援、行政制度や警察・司法制度の整備などを挙げている。次に、国民世論の喚起、将来の人材の裾野拡大のために、2003年8月から行っている「ピーストックマラソン 2003—2007」を全都道府県で実施する、青年海外協力隊やその OB・OG を活用して児童・生徒への国際平和協力に対する理解の向上を図る、外務省ホームページの中に「国際平和協力に関するホームページ」を作成するなど広報活動を強化することが謳われている。

さらに、人材養成のための措置として、大学との連携、海外の PKO 研修センター、国際平和協力に実績のある NGO、学者等を日本に招聘してセミナーを開催すること、NGO のキャパシティ・ビルディング、各政府機関へのインターンの受け入れ、国際機関との協力なども視野に入れている¹²⁴。

結論として、平和省・国際平和協力庁設立構想は、まだ初歩的な段階といわざるを得ないが、芽生え始めた市民社会の胎動と人材養成に関してすでに始動している政府との動きを連動させることで、議論に弾みがつき、構想に現実味を与え始めるだろう。現実味という点では、グアテマラには実際に平和省が存在していることも銘記しておきたい。

「東アジア平和共同体」に向けた市民社会の動き

次に、「東アジア平和共同体」創設では、政府間協議だけでなく、市民レベルでの活発な動きの必要性、NGO、NPO、市民社会の立場からこの構想を推進していく重要性を指摘した。そのような動きの一つとして、1991年末に、

¹²⁴ 詳細は、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/pko/kentokai_kodo.html を参照。

アジア太平洋地域に平和と友好の原理に基づく国際的な共生社会を創造することをめざして、市民活動家・研究者と超党派の政治家によって設立された「アジア太平洋の平和・軍縮・共生のための国際会議（Peace, Disarmament and Symbiosis in Asia – Pacific, PDSAP）」がある。PDSAP は、92年に第1回会議を開催したが、この会議にはニュージーランドで非核法を制定したロンギ首相（当時）、フィリピンの米軍基地撤去に際して中心的な役割を果たしたタニヤダ上院議員、アメリカで「第9条の会」を設立したオーバービー博士、中国、韓国、北朝鮮、ロシアの代表などが参加し、日本から約300名の参加者を得て、冷戦後の平和創造を議論した。94年の第2回会議では、金大中氏が記念講演を行い、97年の第3回会議では、「東北アジア非核地帯構想」が討議され、99年の第4回緊急会議では、日米新ガイドラインや周辺事態法について強い憂慮を表明している。第5回会議は、2003年に沖縄で行なわれ、約1000人の参加者を迎え、「市民による六者協議」などを開催している¹²⁵。PDSAPは91年から継続的に会議を開催している実績と、市民活動家だけでなく、影響力の高い政治家を巻き込んでいるところに特徴があり、「東アジア共同体」の必要性が声高に叫ばれる中、市民サイドからの共同体の創造の試みとして注目される。

もう一つ別の動きとして、大きな国際的な枠組みの中で、市民社会の力で東北アジアの平和を創造しようとしている「武力紛争予防のためのグローバルパートナーシップ、Global Partnership for the Prevention of Armed Conflict, GPPAC」がある。GPPACは、2001年、コフィ・アナン国連事務総長が紛争予防に関するNGO国際会議の開催を勧告した勧告第27項に呼応して、欧州紛争予防センター（ECCP）が世界規模での統合的な研究・討議・討論プログラムを提案する形で始まった。2003年6月にオランダのソエステルベルグで国際準備会議が開かれて国際運営委員会が立ち上がり、ECCPを

¹²⁵ 伊藤、前掲書、3～4ページ。

事務局としてプロセスを開始することになった。第一段階として、世界15地域でNGOや市民団体が中心となり、紛争予防における市民・NGOの役割と国連・政府との連携について議論し、地域ごとに提言をまとめ、第2段階で「地域提言」を2005年7月のニューヨーク国連本部での国際会議で「世界提言」として統合し、国連総会へと提出するとともに、その内容を市民社会主導で実際に実行していくことを目的としている。

東北アジア地域では、すでに2004年から提言についての論議が重ねられており、2005年2月に当地域の活動家や研究者を招き「東北アジア地域会議」が東京で開催され、「地域提言」が採択された。現在この地域プロセスで議論されている提言のポイントは、日本国憲法第9条の理念を基本とした提言を世界へ発すること、東北アジア市民社会の恒常的ネットワークを確立すること、朝鮮半島の危機を平和的に解決するとともに「脱冷戦ヴィジョン」を創り出すこと、イラク派兵を止めさせるとともに、軍隊によらない国際平和協力のあり方を明確に示すこと、憲法9条の具体化と世界化で日本国内の改憲論争を逆転させること、日本の市民による「過去の克服」のイニシアティブをアジアと世界に発信すること、市民主導による「東北アジア平和共同体」のヴィジョンを示し、地域外交を転換させることなどである。

GPPACで注目されることは、前節の「ピース・マニフェスト」試案で提案した内容と、GPPAC東北アジア地域プロセスによる提言がかなりの部分で軌を一にしていることであり、東アジア地域における「もうひとつの平和」のあり方を具体的に示していることである。しかもこの活動が国連と一体となって世界的に行なわれていることは特筆に値する。この東北アジア地域プロセスは、日本の平和NGOであるピースボートによって担われているが、武者小路公秀、君島東彦などの著名な平和研究者や、熊岡路矢や高田健などのNGO、平和運動のキーパーソンのみならず、『世界』編集長の岡本厚、ルポライターの鎌田慧、料理研究家の小林カツ代、作家の灰谷健次郎など社会的に影響のある人たちが

「もうひとつの平和」は可能か？

呼びかけ人に名を連ねていることも特徴的である¹²⁶。

GPPAC 東北アジア地域プロセスは昨年スタートしたばかりなので、今後どうなっていくのかは現段階では予測できないが、国際的な枠組みの中で国連の協力を得ながら、憲法第9条を活かす「活憲」の立場で「東アジア共同体」の実現に向けて動き始めていることは注目されるべきであるし、そのようなプロセスが現実を開始されていること自体が「もうひとつの平和」の確立に向けて大きな前進であり、希望である。

日本の自立に向けての動き

試案の3点目の日本の自立については、「2020年までに日本を変える会」などが実際に活動を行なっている。「2020年までに日本を変える会」は、GRI 日本フォーラムが中心となって進めている会である。GRI (Global Reporting Initiative) とは、国際的なサステイナビリティ・レポートのガイドライン作りを使命とする団体で、GRI 日本フォーラムは、GRI との連携、意見交流、情報発信を行うことにより、日本における持続可能な循環型社会の構築をめざしている¹²⁷。この会は、これまで続けていたインフォーマルな勉強会を発展させ、2004年12月に発足した。元三菱電機常務取締役・三菱電機アメリカ社長で、現在 NPO 法人フューチャー 500 財団会長である木内孝氏を座長に据え、環境問題や CSR (企業の社会的責任) を扱う部門の企業担当者、研究所の研究者やコンサルタント、大学教員、NGO・NPO 関係者が一堂に会し、ディベート形式、ワークショップ形式で2020年のあるべき日本社会を議論し、2004年4月までにロードマップを作る予定でいる。

この日本の自立についての実現可能性の現状に関しては後述する。

¹²⁶ GPPAC の詳細は、www.peaceboat.org/info/gppac を参照。

¹²⁷ 詳細は、<http://www.gri-fj.org/> 参照。

実践する学問としての公共研究

ここまで、「平和省・国際平和協力庁設立構想」、「東アジア平和共同体創設構想」、「日本の自立構想」に向けての現実的な動きを紹介してきたが、公共研究を進めるに当たって大切なことは、実践性である。つまり、研究を進め、論文を発表し、議論をするだけでなく、公共研究の研究者として、具体的に現実にかかわり、実践を行うことが重要である。その実践と研究の対話の中で、より良い理論が導き出され、より良い実践が展開されるだろう。そのような思いで、筆者もささやかながら具体的な実践活動に携わっている。

その一つが、日本自立プロジェクト（JJ プロジェクト）である。JJ プロジェクトとは、日本の自立、地域の自立を旗印に、自然エネルギー、自然農、地域通貨などさまざまな NGO・NPO、行政、企業を連携させ、地域から日本を変えていく試みである。特に、その活動を通じて、各々が一番生き生きできる場所や輝ける役割を自ら発見し、その自立した個人同士が、所属も、組織も、団体も、立場も超えてつながることで、社会を変えていくことをめざしている¹²⁸。

JJ プロジェクトは日本外交のあり方についても言及しており、「自立した日本のあるべき外交の姿。それは、唯一核兵器を投下され、平和憲法を持つ国として、やみくもにアメリカに追随することではなく、超積極的平和外交を進めることではないでしょうか」と主張し、「地域・地方・食糧・エネルギーという日本の足腰をしっかりさせながら、『超積極的平和外交』を推進するため、コスタリカやノルウェーの外交政策に学びながら、日本の外交政策を提言できるような研究会（フォーラム）を立ち上げる。そのために平和のために行動する研究者[と市民の]のネットワークである[後述の]「地球平和公共ネットワーク」と連携していく」と述べている¹²⁹。

2003年4月の設立以来、JJ プロジェクトは毎月1回の定例ミーティング、

¹²⁸ 上村、前掲論文、110 ページ。詳細は、<http://www.jj-project.net/> を参照。

¹²⁹ <http://www.jj-project.net/content/20020102.html>

4回の合宿を開催し、あるべき日本の姿「2025年の日本のヴィジョン」を策定し、現在そのヴィジョンを具現化するためのロードマップを策定するワークショップを計画している。同時に、2004年8月にJJプロジェクトの中に「共生コミュニティ・シミュレーション・プロジェクト」が立ち上がり、実際に行なわれている日本各地の自給自足の試みや共同体を訪ねながら、将来的にモデル村を創造する予定を立てている。

このどちらかといえばNGO・NPO、市民団体的であるJJプロジェクトに対し、前述の「2020年までに日本を変える会」には企業の環境部門、CSR部門を担う人材、あるいはCSRの第一人者が参加しており、実行力や社会的影響力が備わっている。したがって、JJプロジェクトの草の根的な動きやこれまで築いてきたネットワークと「2020年までに日本を変える会」の実行力、社会的影響力がうまく連結し、相乗効果をもたらすような連携を生み出すことができれば、今後日本が自立するための契機を作ることができる段階に到達するだろう。

筆者がかかわっているもうひとつの動きとして、地球平和公共ネットワーク(GPPN)にも言及したい。GPPNとは、2003年元旦に結成された平和や「もう一つの世界」の実現をめざして研究者と市民が連携して活動するネットワークである¹³⁰。理念として、それぞれの「いのち(生命)」の安らぎと喜びが感じられるような地球平和と公共世界を築いていくこと、生活者の視点に立ち、足元からの智慧を生かして、地球平和と公共的価値を創造していくこと、個の自立と多様な他者との共同性をともに尊重し、地球平和のためのゆるやかな友愛ネットワークを公共的に築いていくこと、憲法第9条の「戦争放棄・永久非戦」という地球平和の理念について、その文明的意義と公共的価値をよりいっそう力強く世界の公論に訴えていくこと、地球平和の実現のために平和大綱を

¹³⁰ 地球平和公共ネットワークのホームページ
<http://global-peace-public-network.hp.infoseek.co.jp/> を参照。

作成し、非暴力的な公共的活動を行い、生きていることの喜びと楽しさを共に味わうことのできる平和の術（アート・オブ・ピース）を創造していくことを掲げている¹³¹。

GPPN は新しい平和運動と既存の平和運動との世代を超えた連携を実現し、日本の平和運動のメタ・ネットワーク（ネットワークのネットワーク）を創ることをめざしているが、さらに GPPN に期待される機能がその理念にもある「ピース・マニフェスト（平和大綱）」の作成である。このネットワークには一般市民のみならず、平和に関心のある研究者や専門家も参加しているので、マニフェストを作成するのにふさわしい環境が整っていると言える。さらに、GPPN が行ってきたネットワーク活動も勘案すると、ここが中心となって大学も含めた幅広い市民社会組織とともにマニフェストをつくることも可能かもしれない。

これら2つのネットワークは、「もうひとつの平和」創造のためのまだ萌芽的な動きにすぎないが、実践を重視する公共研究の研究者の一人として、今後これら動きにかかわり、より良い理論の構築、より効果的な運動の創造に努めていきたい。

ここで取り上げた10・7ピース・ルネッサンス、グローバルピースキャンペーン、PDSAP、GPPAC、「2020年までに日本を変える会」、JJプロジェクト、地球平和公共ネットワークは数あるうちのほんの一部の団体、ネットワーク、動きにしかすぎない。それ以外のNGO・NPO、ネットワークが互いに連携し、シナジー効果を生み出すようなメタ・ネットワークが次々と創出されれば、日本の社会を変え、外交政策を変えること、すなわち「もうひとつの平和」を創造することが可能になるはずである¹³²。

¹³¹ 同ホームページ。

¹³² ネットワークの形成、発展の鍵については、上村、前掲論文を参照。

おわりに——戦後日本外交の2つの原点と「もうひとつの平和」

以上のように、コスタリカの経験をそのままそっくり日本に適用することは困難であったが、コスタリカの「現実主義的理想主義」、「理想主義的现实主義」を状況によって巧みに使い分ける外交政策から学ぶ点は多々あった。しかも、日本の安全保障政策をコスタリカのそれと比較して詳細に検討したことで、日本の国民の意識、教育、社会構造、日本が置かれた国際環境など、日本社会の現状や問題点をはっきり浮かび上がり、それゆえ日本がめざすべき方向性が自ずと示されることとなった。その上で、コスタリカの経験を援用し、日本が「もうひとつの平和」を推進するために独自にやるべきことがかなりの程度明確になったと思われる。しかし、紙幅の都合上、「もうひとつの平和」をめざす日本とアメリカとの関係、日本政府とNGOの関係、改組された自衛隊と憲法との関係、「ピース・マニフェスト」の詳細、特にロードマップなどを十分記すことができなかつた。これらは次なる課題として別の機会に譲りたい。

ただ、日本が「もうひとつの平和」を創造する外交を推進するに当たって、対米関係をどうするかは避けて通れないので、最後にその点について若干言及しておきたい。この対米関係については、国連日本政府代表部大使、OECD事務次長まで務めた谷口が、「戦後の日本人の意識の中には、すべてのものの根底に日米安保があり、まるで思考がそこで停止したかのよう、すべての政治的・経済的・社会的活動は、日米安保の土台の上に構築されてきたといっても過言ではない。日米同盟・日米安保体制は、日本の生存のため、日本の国益のために、子々孫々にいたるまで維持されるべきだという信仰にも似た考え方は、外務省のみならず、保守派の政治家、経済人、学者、ジャーナリストの間にも多いし、日本人一般に言えることであろう。しかし21世紀の日本を取り巻く国際環境は大きく変化しており、日本が日米安保体制に無批判にしがみついていることが、真の国益に繋がるのかは疑問である」と述べているのは注目

に値する¹³³。

その上で谷口は、「私は日本が21世紀において、躍進するアジアと共に、そしてアジアの中核として歩むことを切に希望する。それは21世紀に日本がさらなるアジアの発展と安定に貢献し、同時に日本自身が発展し、安全を確保するための道でもある。そのためには、これまでの安易な対米一辺倒の外交姿勢を改め、対欧州外交をも視野に入れ、より自主的・多角的な外交を展開していかなければならない」と主張し¹³⁴、今後日本がめざすべき進路を明確に指し示している。

谷口は戦後の日本外交を冷徹に分析し、その原点として日米安保体制があったことを指摘しながら、今後はそこから脱却してアジアに軸足を移し、冷戦後の新しい時代にふさわしい理想的な外交政策を展開することを希求する「現実主義的理想主義」の立場にいると思われる¹³⁵。前述のとおり、コスタリカが国内の政治的・経済的安定という現実的要求から軍隊廃止という理想を導き出したこと、紛争に明け暮れる中米で、アメリカの圧力を受けながらも自国の安全を確保しなければならないというリアルな現実の中から、「永世・積極的・非武装中立」宣言という理想を打ち出したこと、それらが結果として中米和平の実現につながったことを考えると、日本外交において「現実主義的理想主義」の立場を取る谷口の主張は、小林の「墨守非攻論」とあわせて、非常に重要である。

同時に、今後の日本外交を考える上で大切なことは、戦後日本外交のもうひとつの原点である「理想主義的現実主義」の立場である。つまり、理想から出発して、リアルな現実の中でそれを実現していこうとする態度である。コスタリカは現実的要請の中から軍備放棄、「永世・積極的・非武装中立」を打ち出したが、今度はこれらの理想を現実にするために、理想を高く掲げて、それを

¹³³ 谷口、前掲書、221～222ページ。

¹³⁴ 谷口、前掲書、224ページ。

¹³⁵ 山脇、前掲書、222～226ページ。

力に現実を変える積極的平和外交を力強く推進し、中米和平を実現させた。ノーベル平和賞を受賞したアリアス元大統領は受賞演説で、「1000の軍隊よりコスタリカを強くするその力は、自由と…私達の文明の偉大な理想の力なのです」と述べ¹³⁶、理想の力がいかに重要かを語っているのも示唆的である。

日本における「理想主義的現実主義」をよく表したものとして、1946年8月27日に貴族院本会議で当時首相であった幣原喜重郎が行なった次の演説がある。「第9条は戦争の放棄を宣言し、わが国が全世界中最も徹底的な平和運動の先頭に立って指導的役割を占めることを示すものである。今日の時勢になお国際関係を律する一つの原則として、ある範囲の武力制裁を合理化、合法化せんとするが如きは、過去における幾多の失敗を繰り返す所以であって、もはやわが国が学ぶべきところではない。文明と戦争とは結局両立し得ないものである。文明が速やかに戦争を全滅しなければ、戦争がまず文明を全滅することになるであろう。私は斯様な信念をもってこの憲法改正の議に与ったのである」¹³⁷。

これは、戦後日本が平和のうちに生き、世界平和に貢献する理想を内外に宣言し、今後の日本外交の理念を高らかに謳った演説である。すでにこの演説がなされてから60年近く経つが、その先進性、ならびに先見性に驚くと同時に、戦後日本の外交政策のもうひとつの原点が見事に示されている。今の日本に求められているのはまさにこの理想主義的現実主義の姿勢である。困難な現実をよく認識した上で、そこから理想を作り上げていく現実主義的理想主義と同時に、高い理想を堂々と掲げて、たとえ困難な現実の中にあっても、あくまでもそれを追求し続ける理想主義的現実主義の姿勢が、日本外交に限りない力を与え、日本国民の、そして世界中の人々の心を打つだろう。

この戦後日本外交の2つの原点（日米安保体制と憲法第9条）、現実と理想、

¹³⁶ 澤野、前掲書、88ページ。

¹³⁷ 軍隊を捨てた国コスタリカに学び平和をつくる会編、前掲書、20ページ。

理想と現実の絶えざる対話を通じて、その時々にも最も適切な外交政策をとること、特に日本の場合は現時点では「墨守非攻論」(現実主義的理想主義)を明確に打ち出し、平和主義、憲法第9条を堅持しながら、「活憲」の精神で次々と積極的非軍事国際貢献外交を展開し、徐々に「もうひとつの平和」(理想主義的現実主義)に移行することがこれからの大きな方向性であろう。そして、常に2つの原点、理想と現実の統合をめざしながら、「ピース・マニフェスト」を明確に打ち出し、外交の軸足をアメリカからアジアに、政府の独占外交からNGO・NPOも含めた市民参加・パートナーシップ外交に移し、コスタリカを始めとする平和先進国、ならびに国内外で沸き起こっている「もうひとつの世界」を希求する草の根の動きと幅広く連帯、協力すること。これこそが、困難な世界にあって「もうひとつの平和」を可能にする鍵なのである。

(うえむら・たけひこ)

(2005年2月2日受理)